

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【提出先】 関東財務局長殿

【提出日】 平成25年10月8日提出

【計算期間】 第27期（自 平成25年1月8日 至 平成25年7月8日）

【ファンド名】 アイエヌジー・グローバルインカムオープン

【発行者名】 アイエヌジー投信株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役ダグラス・リー・ハイマス

【本店の所在の場所】 東京都千代田区紀尾井町4番1号  
ニューオータニガーデンコート

【事務連絡者氏名】 高橋 英則

【連絡場所】 東京都千代田区紀尾井町4番1号  
ニューオータニガーデンコート

【電話番号】 03 - 5210 - 0646

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

## 第一部【ファンド情報】

## 第1【ファンドの状況】

## 1【ファンドの性格】

## (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

アイエヌジー・グローバルインカムオープンは追加型投信/内外/債券に属しています。

追加型投信とは、一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

内外/債券とは、投資信託約款において国内および海外の債券による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

下記は一般社団法人投資信託協会の「商品分類に関する指針」に基づき記載しております。当ファンドに該当する商品分類と属性区分を白抜きで表示しています。

## 商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)
単位型	国内	株式
追加型	海外	債券
	内外	不動産投信 その他資産 資産複合

## 属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル (日本を含む)	ファミリーファンド	あり(フルヘッジ)
一般	年2回	日本	ファンド・オブ・ファンズ	なし
大型株	年4回	北米		
中小型株	年6回(隔月)	欧州		
債券	年12回(毎月)	アジア		
一般	日々	オセアニア		
公債	その他	中南米		
社債		アフリカ		
その他債券		中近東(中東)		
クレジット属性		エマージング		
不動産投信				
その他資産(投資信託証券 (債券))				
資産複合				
資産配分固定型				
資産配分変更型				

その他資産（投資信託証券（債券））とは、投資信託約款において投資信託証券（当ファンドの場合はアイエヌジー・海外債券マザーファンド、アイエヌジー・日本債券マザーファンド、アイエヌジー・短期債券マザーファンド）を通じて主として債券に投資する旨の記載があるものをいいます。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

投資対象地域のグローバル（日本を含む）とは、投資信託約款において、実質組入れ資産による投資収益が世界（日本を含む）の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

商品分類、属性区分の定義については一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp>）をご覧ください。

当ファンドの運用はファミリーファンド方式で行います。ファミリーファンド方式とは、投資家からの資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドの受益証券に投資することによりその実質的な運用を行う仕組みです。

#### < 信託金の限度額 >

委託会社は、受託会社と合意のうえ、2,000億円を上限として信託金を追加することができます。

委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

#### < ファンドの特色 >

主としてアイエヌジー・海外債券マザーファンド受益証券、アイエヌジー・日本債券マザーファンド受益証券およびアイエヌジー・短期債券マザーファンド受益証券への投資を通じて、中長期的に国内短期金利を上回る安定的な収益の獲得を目指して、ポートフォリオを構成します。なお、日本を含めたOECD各国の国債等、政府関係機関等が発行する債券および社債などの債券に直接投資する場合があります。

外貨建資産と円貨建資産の基本配分比率は次のとおりとします。

	基本配分比率
外貨建資産	35%
円貨建資産	65%

外貨建資産にかかる為替リスクについては原則として対円でフルヘッジします。

ポートフォリオの構成にあたっては、国際分散投資に留意し、インカムゲインの確保に努めるとともに、リスクの低減に努めます。

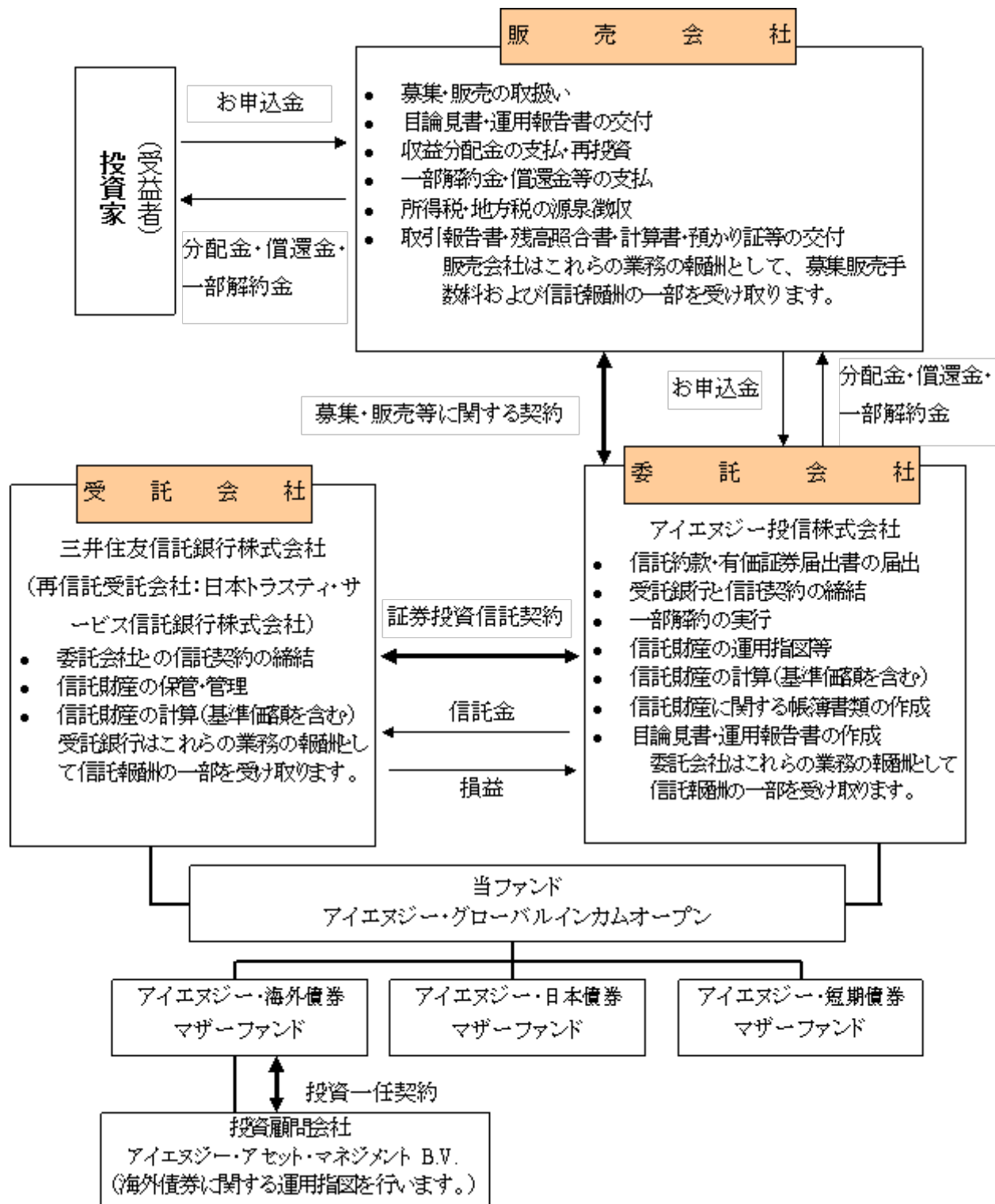
アムステルダムの銀行休業日等を除き、原則としていつでもお買付け・ご換金の申込みができます。

年2回決算を行い、収益配分方針に基づき収益の分配を行います。

#### （2）【ファンドの沿革】

平成12年2月7日 当初設定、信託契約締結、運用開始

## (3) 【ファンドの仕組み】



## &lt; 契約の主要な内容 &gt;

募集・販売等に関する契約（委託会社と各販売会社の契約）

募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付け、分配金、償還金及び一部解約金の支払等に関する契約

証券投資信託契約（委託会社と受託会社間の契約）

証券投資信託の設定から償還までの運営に関する取り決め事項に関する契約

投資一任契約（委託会社と投資顧問会社間の契約）

委託会社より運用権限の全部または一部を投資顧問会社に委託するための契約

## &lt; 委託会社の概況（本書提出日現在） &gt;

資本金 4億8,000万円

## 沿革

平成11年9月8日	アイエヌジー投信株式会社設立
平成11年9月30日	証券投資信託委託業の認可取得（金融再生委員会第16号） 投資顧問業の登録（関東財務局長第884号）
平成12年11月30日	投資信託及び投資法人に関する法律の平成12年法97附則第9条に基づく投資信託委託業のみなし認可
平成17年8月31日	投資一任契約に係る業務の認可取得（内閣総理大臣第56号）
平成19年9月30日	金融商品取引業のみなし登録（関東財務局長（金商）第300号）
平成21年1月5日	第一種金融商品取引業の業務開始

## 大株主の状況

名称	住所	持株数	持株比率
アイエヌジー・インベストメント・マネジメント（アジア・パシフィック）・ビー・ヴィ	オランダ王国ハーグ市 2595ASスケンクカーデ65	9,350株	100%

## 2【投資方針】

## (1)【投資方針】

## 基本方針

円ベースで中長期的に国内短期金利を上回る安定的な収益の獲得を目指します。

## 投資態度

a主としてアイエヌジー・海外債券マザーファンド受益証券、アイエヌジー・日本債券マザーファンド受益証券およびアイエヌジー・短期債券マザーファンド受益証券への投資を通じて、中長期的に国内短期金利を上回る安定的な収益の獲得を目指して、ポートフォリオを構成します。なお、日本を含めたOECD各国の国債等、政府関係機関等が発行する債券および社債などの債券に直接投資する場合があります。

b外貨建資産と円貨建資産の基本配分比率は次のとおりとします。

	基本配分比率
外貨建資産	35%
円貨建資産	65%

cポートフォリオの構成にあたっては、国際分散投資に留意し、インカムゲインの確保に努めるとともに、リスクの低減に努めます。

d世界を日本、ヨーロッパ、北米およびその他の地域に区分して投資配分を決定します。

e各資産ごとの基本配分比率とその上限および下限は次のとおりとします。

基本配分比率	上限	下限

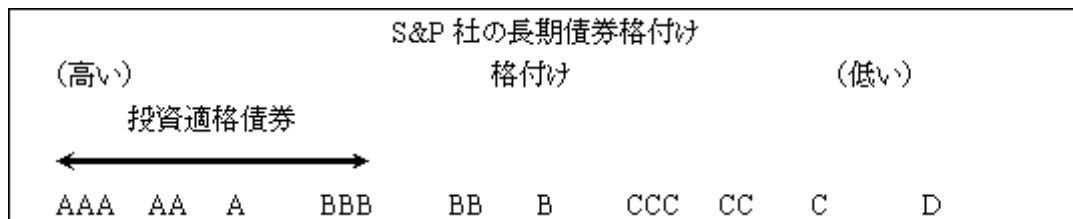
海外債券	35%	50%	20%
日本債券	50%	65%	35%
短期金融資産	15%	30%	10%

各資産には、主としてマザーファンドを通じて投資します。ただし、ベビーファンドが有価証券に直接投資する場合があります。

fポートフォリオに組入れる債券は、原則として、投資適格債券とします。この場合、複数の機関によって格付がなされているときには、その最低の格付をもって当該債券の格付とします。

[格付けについて]

債券は格付け機関によりその元金および利息の支払能力について格付け(区分)されていることが一般的です。代表的な格付け機関としてはS&P(スタンダード・アンド・プアーズ)社やムーディーズ社があります。



gポートフォリオに組入れられる債券の平均格付けは原則としてA格以上に保ちます。

h外貨建資産にかかる為替リスクについては原則として対円でフルヘッジします。この場合、投資政策委員会およびファンドマネージャーの判断によりヘッジ比率を下げる可能性があります。ただし、ヘッジ比率は50%以上とします。

i資産運用は、

- (1)全体のデュレーションと地域別(日本、ヨーロッパ、北米およびその他の地域)の配分決定
- (2)各国または地域別の金利水準およびイールドカーブの分析とポジショニングの決定
- (3)銘柄の選定
- (4)リスクコントロール  
のステップで行います。

j国および通貨ごとの比率は投資政策委員会およびファンドマネージャーの判断により変更することがあります。

k各資産ごとのベンチマークは次のとおりとし、ファンドのベンチマークは、各資産ごとのベンチマークを基本配分比率で加重平均した数値とします。

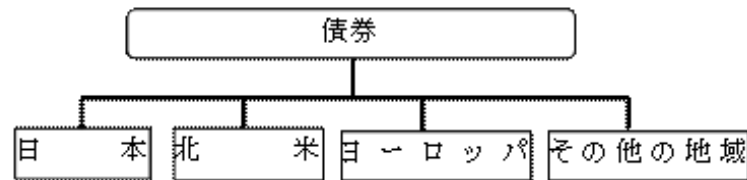
資産の種類	ベンチマーク
海外債券	シティグループ世界国債インデックス(日本を除く。為替ヘッジあり)
日本債券	シティグループ日本国債インデックス
短期金融資産	シティグループ世界マネーマーケットインデックス(日本円3カ月ユーロ預金)

l資金動向や市況動向によっては、上記のような運用を行わない場合があります。

## 債券投資プロセス

## 全体のデュレーションと地域別の配分決定

債券投資においては、ポートフォリオ全体のデュレーションを決定するとともに、世界を日本、北米、ヨーロッパおよびその他の地域に区分して投資配分を定めます。



## 各国または地域別の金利水準およびイールドカーブの分析とポジショニングの決定

経済ファンダメンタルズなどの定性判断およびイールドカーブの定量分析を組み合わせ、最終的なポートフォリオを決定します。具体的には、金利水準に関しては国内外の経済環境や金融政策動向に基づきポートフォリオのターゲットデュレーションを決定します。イールドカーブ分析は主に定量的な分析に基づいて年間の割高・割安を判断します。

## 銘柄の選定

国債に関してはクーポンの違いを調整した理論利回りに基づいて近隣年限間での割高・割安を判断します。国債以外の債券に関してはアイエヌジーグループのクレジットアナリストの分析を参考にし、信用力および市場流動性の高い銘柄を選定します。なお、非国債の投資対象は、原則として投資適格級の債券としています。

## リスクコントロール

ポートフォリオ全体のリスクに加え、戦略毎に細分化されたリスクを確認するなど、厳密な管理を行っています。また、ポートフォリオのリスクは、運用担当部署とリスク管理部門の双方により、日々モニタリングされています。また、為替リスクについては原則としてすべてヘッジされています。

## （２）【投資対象】

委託会社は、信託金を、主としてaからcまでのアイエヌジー投信株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券およびdからyまでの有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。（信託約款第20条第1項）

aアイエヌジー・海外債券マザーファンド

bアイエヌジー・日本債券マザーファンド

cアイエヌジー・短期債券マザーファンド

d株券または新株引受権証券

e国債証券

f地方債証券

g特別の法律により法人の発行する債券

h社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

i特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

j特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

k協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

l特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

mコマース・ペーパー

n新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

o外国または外国法人の発行する証券または証書で、dからnまでの証券または証書の性質を有するもの

p投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

q投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

r外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

sオプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）

t預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）

u外国法人が発行する譲渡性預金証書

v指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

w抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

x貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

y外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、dの証券または証書およびoならびにtの証券または証書のうちdの証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、eからiまでの証券およびoならびにtの証券または証書のうちeからiまでの証券の性質を有するものおよび投資法人債券を以下「公社債」といい、pの証券およびqの証券を以下「投資信託証券」といいます。



委託会社は、信託金を、前 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます、以下同じ。）により運用することの指図をすることができます。（信託約款第20条第2項）

a預金

b指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

cコール・ローン

d手形割引市場において売買される手形

e貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

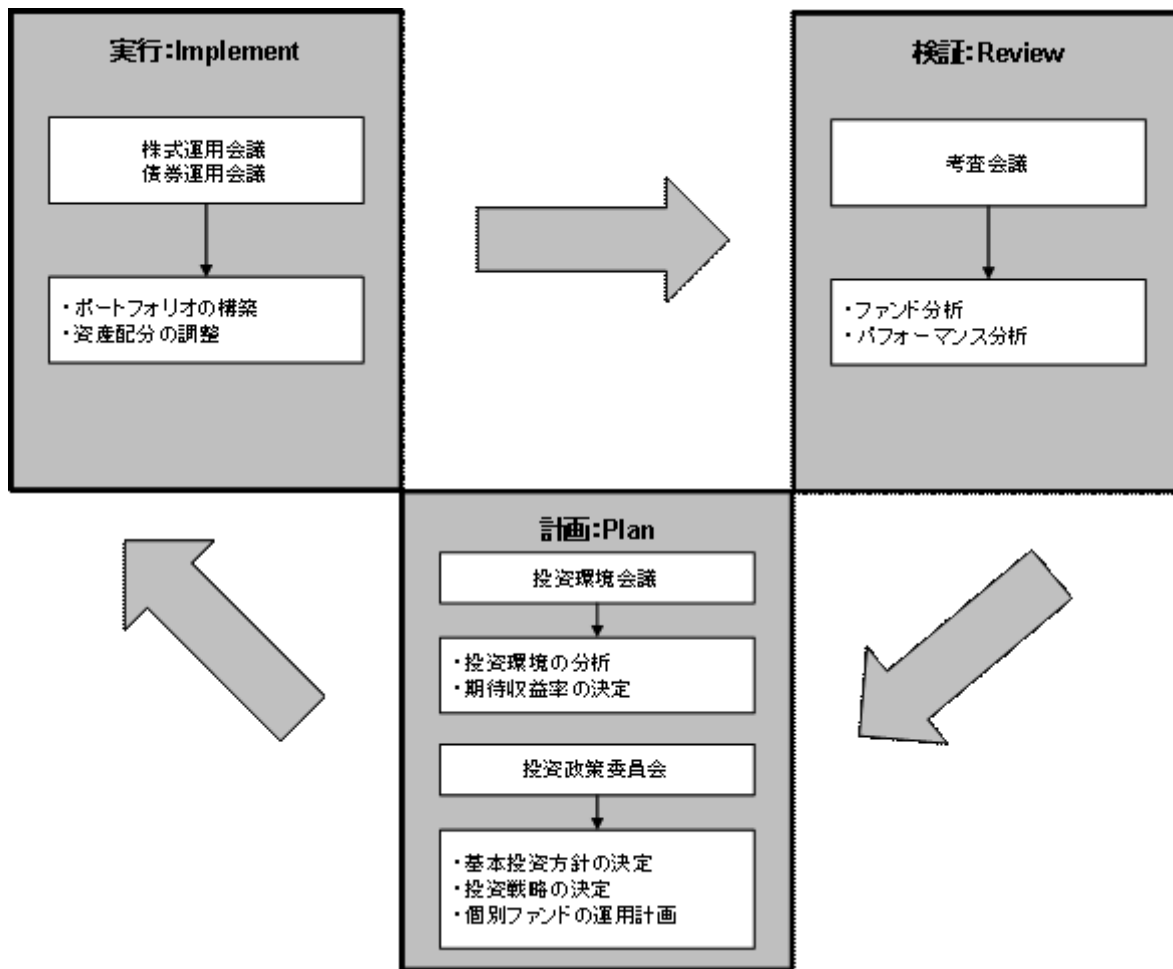
f外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

前 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変化等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を前 に掲げる金融商品により運用することの指図をすることができます。

## (3) 【運用体制】

## 運用体制

委託会社の運用体制は、以下の通りとなっております。本書提出日現在、25名程度が当該業務に従事しております。



## 「計画：Plan」

月次で開催される投資環境会議の主な内容は下記の通りです。

- 為替、株式、債券、商品市場の過去1ヶ月の動きを検証
- 株式、債券のバリュエーションを検討
- マクロ経済シナリオを決定
- 各資産クラスの今後3ヶ月、12ヶ月の期待収益率を決定

投資政策委員会は当委員会規則に基づき、月次で開催されます。主な内容は下記の通りです。

- 投資方針を承認
- 投資実績の報告
- ファンドの運用計画書の承認
- 複数資産クラスに投資するファンドの資産配分を決定

「実行：Implement」

日次で開催される株式運用会議の主な内容は下記の通りです。

- 運用計画の実施・調整
- リサーチ結果の討議
- リサーチの優先順位策定
- モデル・ポートフォリオの見直し
- その他運用関連事項

週次で開催される債券運用会議の主な内容は下記の通りです。

- 運用計画の実施・調整
- クレジット関連の討議
- その他運用関連事項

「検証：Review」

月次で開催される審査会議の主な内容は下記の通りです。

- ファンドのパフォーマンス（対ベンチマーク、対他社設定ファンドとの相対比較等）を検証
- ファンドパフォーマンスの要因分析

委託会社はアイエヌジー・海外債券マザーファンドの運用指図に関する権限をアイエヌジー・アセット・マネジメント B.V.に委託します。運用計画の策定、運用状況の検証、権限の委託先の管理等は委託会社の委託運用部が行います。

< 受託会社に対する管理体制 >

受託会社の資産管理業務に係る事務処理体制、事務執行に起因する事故等が生じた場合には、受託会社に対し事故顛末ならびに再発防止策等の提出を求めるとともに、業務部が事故報告書を作成し、コンプライアンス・リスクマネジメント部コンプライアンス・オフィサー宛に提出します。事故報告書は、月次のコンプライアンス委員会にて検証され、必要とされる場合には受託会社に対する業務改善要求、その他の措置を決定します。

コンプライアンス・リスクマネジメント部は、定期的に受託会社の財務内容等を調査し、受託業務を遂行するに十分な財政的基盤を維持していることを確認します。また、年次にて受託会社より監査法人が作成した「内部統制の整備及び運用状況報告書」を徴求し、受託会社の内部統制が受託業務を遂行するにつき十分な水準であることを確認します。

（４）【分配方針】

毎決算時（決算日をいいます。決算日は毎年の1月6日および7月6日です。ただし、決算日が休業日の場合には翌営業日となります。）に、原則として以下の方針に基づき収益の分配を行います。

分配対象収益の範囲

分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収入（繰越分を含みます。）および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

分配対象収益についての分配方針

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合は、分配を行わないこともあります。

#### 留保益の運用方針について

収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行います。分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益者にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いします。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

### （５）【投資制限】

#### 信託約款における投資制限

##### a株式、新株引受権証券および新株予約権証券への投資制限（信託約款第20条第4項）

株式、新株引受権証券および新株予約権証券への実質的な投資は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

##### b投資信託証券への投資制限（信託約款第20条第5項）

マザーファンドを除く投資信託証券への実質的な投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

##### c投資する株式等の範囲（信託約款第23条）

(a) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとして、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

(b) 前(a)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

##### d同一銘柄の株式等への投資制限（信託約款第24条）

(a) 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の実質的な時価総額が、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

(b) 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の実質的な時価総額が、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

(c) 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の実質的な時価総額が、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

##### e信用取引等の運用指図（信託約款第25条）

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。

(b) (a)の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株式について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券

株式分割により取得する株券

有償増資により取得する株券

売出しにより取得する株券

信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券

信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

#### f先物取引等の運用指図・目的・範囲（信託約款第26条）

(a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引の指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします。（以下同じ。）

(b) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

(c) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

#### gスワップ取引の運用指図・目的・範囲（信託約款第27条）

(a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

(b) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が原則として信託約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(c) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。

(d) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

#### h金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図・目的・範囲（信託約款第28条）

(a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- (b) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (c) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引の相手方が市場実勢金利をもとに算出した価額で行うものとします。
- (d) 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

i 各種派生商品の店頭取引の運用指図（信託約款第29条）

- (a) 委託会社は信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、次に掲げる取引（以下、iにおいて店頭取引といいます。）を行うことの指図をすることができます。
  - 有価証券店頭指数等先渡取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ロに規定する取引をいいます。以下同じ。）
  - 有価証券店頭オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ハに規定する取引をいいます。以下同じ。）
  - 有価証券店頭指数等スワップ取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ホに規定する取引をいいます。以下同じ。）
  - 店頭金融先物取引（金融商品取引法第2条第22項に規定する取引をいいます。以下同じ。）
- (b) 店頭取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (c) 店頭取引の評価は、当該取引の相手方が市場実勢金利をもとに算出した価額で行うものとします。

j 有価証券の貸付の指図および範囲（信託約款第30条）

- (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の要件の範囲内で貸付けけることの指図をすることができます。
  - 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
  - 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- (b) (a) に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (c) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

k 公社債の空売りの指図および範囲（信託約款第31条）

- (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けけることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図ができるものとします。
- (b) (a) の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(c) 信託財産の一部解約等の事由により、(b)の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

#### l 公社債の借入れ（信託約款第32条）

(a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認められたときは、担保の提供の指図をするものとします。

(b) (a)の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(c) 信託財産の一部解約等の事由により、(b)の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

(d) (a)の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

#### m 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（信託約款第33条）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

#### n 外国為替予約の指図および範囲（信託約款第34条）

(a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

(b) (a)の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額の差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする為替予約の指図についてはこの限りではありません。

(c) (b)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

#### o 資金の借入れ（信託約款第43条）

(a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用および運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

(b) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%をこえないこととします。

(c) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(d) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

#### 「投資信託及び投資法人に関する法律」における投資制限

同一の法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式の総数が当該株式の発行済総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

[参考] 「アイエヌジー・海外債券マザーファンド」の投資方針

(1) 基本方針

この投資信託は、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。

(2) 運用方針

投資対象

主として日本を除くOECD各国の国債、政府関係機関等の発行する債券および社債などの債券を主要投資対象とします。

投資態度

aポートフォリオの構成にあたっては国際分散投資に留意し、インカムゲインの確保に努めるとともに、リスクの低減に努めます。

b投資対象地域をヨーロッパ、北米およびその他の地域に区分して投資配分を決定します。

cポートフォリオに組入れる債券は原則として、投資適格債券とします。この場合、複数の機関によって格付がなされているときには、その最低の格付をもって当該債券の格付とします。

dポートフォリオに組入れられる債券の平均格付けは原則としてA格以上に保ちます。

e外貨建資産にかかる為替リスクについては原則として対円でフルヘッジします。この場合、投資政策委員会およびファンドマネージャーの判断によりヘッジ比率を下げる可能性があります。ただし、ヘッジ比率は50%以上とします。

f資産運用は、

- (1) 全体のデュレーションと地域別（ヨーロッパ、北米およびその他の地域）の配分決定
- (2) 各国または地域別の金利水準およびイールドカーブの分析とポジショニングの決定
- (3) 銘柄の選定
- (4) リスクコントロール

のステップで行います。

gシテグループ世界国債インデックス（日本を除く。為替ヘッジあり）をベンチマークとします。

h運用にあたっては、オランダ（ハーグ）のアイエヌジー・アセット・マネジメント B.V.（ING Asset Management B.V.）に運用の指図に関する権限を委託します。

i資金動向や市況動向によっては、上記のような運用を行わない場合があります。

j信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、および為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図を行うことができます。

k信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引および通貨にかかるオプション取引、通貨にかかる選択権取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかるオプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。



l 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）および金利先渡取引ならびに為替先渡取引を行うことができます。

m 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、有価証券店頭指数等先渡取引、有価証券店頭オプション取引、有価証券店頭指数等スワップ取引および店頭金融先物取引を行うことができます。

### （3）運用制限

a 外貨建資産への投資には、制限を設けません。

b 株式、新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

c 投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

d 同一銘柄の株式への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

e 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

f 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものへの投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

### 〔参考〕「アイエヌジー・日本債券マザーファンド」の投資方針

#### （1）基本方針

この投資信託は、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。

#### （2）運用方針

##### 投資対象

主として日本の国債、地方債、政府関係機関等の発行する債券および社債などの債券を主要投資対象とします。

##### 投資態度

a ポートフォリオの構成にあたっては少数銘柄に偏ることなく分散投資に留意し、インカムゲインの確保に努めるとともに、リスクの低減に努めます。

b ポートフォリオに組入れる債券は原則として、投資適格債券とします。この場合、複数の機関によって格付がなされているときには、その最低の格付をもって当該債券の格付とします。

c ポートフォリオに組入れられる債券の平均格付けは原則としてA格以上に保ちます。

##### d 資産運用は

（1）金利水準およびイールドカーブの分析とポジショニングの決定

（2）銘柄の選定

（3）リスクコントロール

のステップで行います。

e シティグループ日本国債インデックスをベンチマークとします。

f 円貨建資産に投資することを原則としますが、投資政策委員会およびファンドマネージャーの判断により外貨建資産に投資することもあります。この場合、為替リスクについては対円でフルヘッジします。

g 資金動向や市況動向によっては、上記のような運用を行わない場合があります。

h 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、および為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図を行うことができます。

i 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション

ン取引、通貨にかかる先物取引および通貨にかかるオプション取引、通貨にかかる選択権取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかるオプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。

j信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）および金利先渡取引ならびに為替先渡取引を行うことができます。

k信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、有価証券店頭指数等先渡取引、有価証券店頭オプション取引、有価証券店頭指数等スワップ取引および店頭金融先物取引を行うことができます。

### (3)運用制限

a株式、新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

b投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

c同一銘柄の株式への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

d同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

e同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものへの投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

### [参考] 「アイエヌジー・短期債券マザーファンド」の投資方針

#### (1)基本方針

この投資信託は、安定した収益の確保と信託財産の保全を目指して運用を行います。

#### (2)運用方針

##### 投資対象

主として残存期間の短い日本の債券を主要投資対象とします。

##### 投資態度

a運用にあたっては流動性を高位に保持します。

bポートフォリオの構成にあたっては少数銘柄に偏ることなく分散投資に留意し、インカムゲインの確保に努めるとともに、リスクの低減に努めます。

cポートフォリオに組入れる債券は原則として、投資適格債券とします。この場合、複数の機関によって格付がなされているときには、その最低の格付をもって当該債券の格付とします。

dポートフォリオに組入れられる債券の平均格付けは原則としてA格以上に保ちます。

##### e資産運用は

(1) 金利水準およびイールドカーブの分析とポジショニングの決定

(2) 銘柄の選定

(3) リスクコントロール

のステップで行います。

fシティグループ世界マネーマーケットインデックス（日本円3ヵ月ユーロ預金）をベンチマークとします。

g円貨建資産に投資することを原則としますが、投資政策委員会およびファンドマネージャーの判断により外貨建資産に投資することもあります。この場合、為替リスクについては対円でフルヘッジします。

h資金動向や市況動向によっては、上記のような運用を行わない場合があります。

i信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、および為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図を行うことができます。

j信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引および通貨にかかるオプション取引、通貨にかかる選択権取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかるオプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。

k信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）および金利先渡取引ならびに為替先渡取引を行うことができます。

l信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、有価証券店頭指数等先渡取引、有価証券店頭オプション取引、有価証券店頭指数等スワップ取引および店頭金融先物取引を行うことができます。

### (3)運用制限

a原則として残存期間が1年を超える公社債には投資しません。

b外貨建資産への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

c株式、新株引受権証券および新株予約権証券への投資は行いません。

d転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものへの投資は行いません。

e投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

## 3【投資リスク】

### (1) ファンドのリスク

当ファンドは、公社債など値動きのある証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって投資元本が保証されているものではなく、これを割込むこともあります。当ファンドの投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。また当ファンドは、預金保険機構あるいは保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行等の登録金融機関で当ファンドを購入された場合、投資者保護基金の支払対象ではありません。当ファンドの受益権の取得申込者は、当ファンドに係るリスク（以下の記載は当ファンドに係るすべてのリスクを網羅しているわけではありません。）を十分に認識していただきますよう、お願いいたします。

#### 一般的ナリスク

##### a 金利変動リスク

公社債等は市場金利の変動により価格が変動します。一般的に金利が上昇した場合には公社債等の価格が下落します。当ファンドは実質的に公社債等に投資しますので、金利の変動により当ファンドの基準価額は変動します。

##### b 信用リスク

公社債等の発行体の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、公社債等の価格は変動します。公社債等の発行体が債務不履行になった場合には、公社債等の価格は大きく値下がりし、または全く価値のないものになる可能性があります。

#### c 為替変動リスク

当ファンドは、主として外貨建資産に実質的に投資を行いますので、為替変動リスクがあります。当ファンドが外貨建資産に投資を行う場合、原則として対円で為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図りますが、為替ヘッジにはヘッジコストがかかります。ヘッジコストとは円短期金利とヘッジする通貨の短期金利差に相当しますが、日本よりも金利水準の高い通貨の為替ヘッジを行った場合、このヘッジコストの分だけ当ファンドの収益率が低下する要因となります。

#### d カントリーリスク

一般に公社債等への投資は、その国の政治経済情勢、通貨規制、資本規制、税制等の要因によって影響を受けます。そのため、投資対象有価証券の発行国の政治、経済、社会情勢等の変化により、金融・資本市場が混乱し、資産価値が大きく変動することがあります。

#### e流動性リスク

公社債等の有価証券を売買する場合、その相手方が存在しなければ取引が成立しません。特に、売買しようとする公社債等の発行量の少ない場合や、その多くが長期保有の意思をもって保有されていて流通量が少ない場合等には、当ファンドが最適と考えるタイミング・価格で売買できない可能性があります。この場合、享受できるべき値上がり益が少なくなったり、または、被る損失が増加したりする可能性があります。

#### f 解約資金の流出に伴うリスク

大量の解約資金を手当てするために保有有価証券等を売却する場合、当ファンドの基準価額に影響を与える場合があります。さらに、当ファンドはファミリーファンド方式による運用のため、マザーファンドの受益証券に投資する他のファンドの資金動向によっても当ファンドの基準価額に影響を受けることがあります。また、売却した有価証券等の売却代金回収までの期間、一時的に当ファンドで資金借入れを行うことによって当ファンドの解約金の支払いに対応する場合があります、その場合の借入金利は当ファンドが負担することになります。

#### 換金性が制限される場合

通常と異なる状況において、ご換金に制限を設けることがあります。

取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、ご換金の申込みの受付を中止することがあります。ご換金の申込みの受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日のご換金の申込みを撤回できます。ただし、受益者がそのご換金の申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にご換金の申込みを受付けたものとして取扱います。

## (2) リスク管理体制

委託会社の投資リスクの管理体制は以下の通りです。法令・規則の変更等への対応につきましては、適宜適切に対応しております。

#### 日常のリスク管理

投資に関するリスクは、CIO（チーフ・インベストメント・オフィサー）およびコンプライアンス・リスクマネジメント部によってモニターされております。売買執行の管理については、売買執行をファンドマネージャーとは原則として別のトレーダーが行い、相互牽制機能を働かせています。また、日々コン

プライアンス・リスクマネジメント部が売買伝票をチェックし、その内容について適正かどうかの管理がなされております。

考査会議（月次）

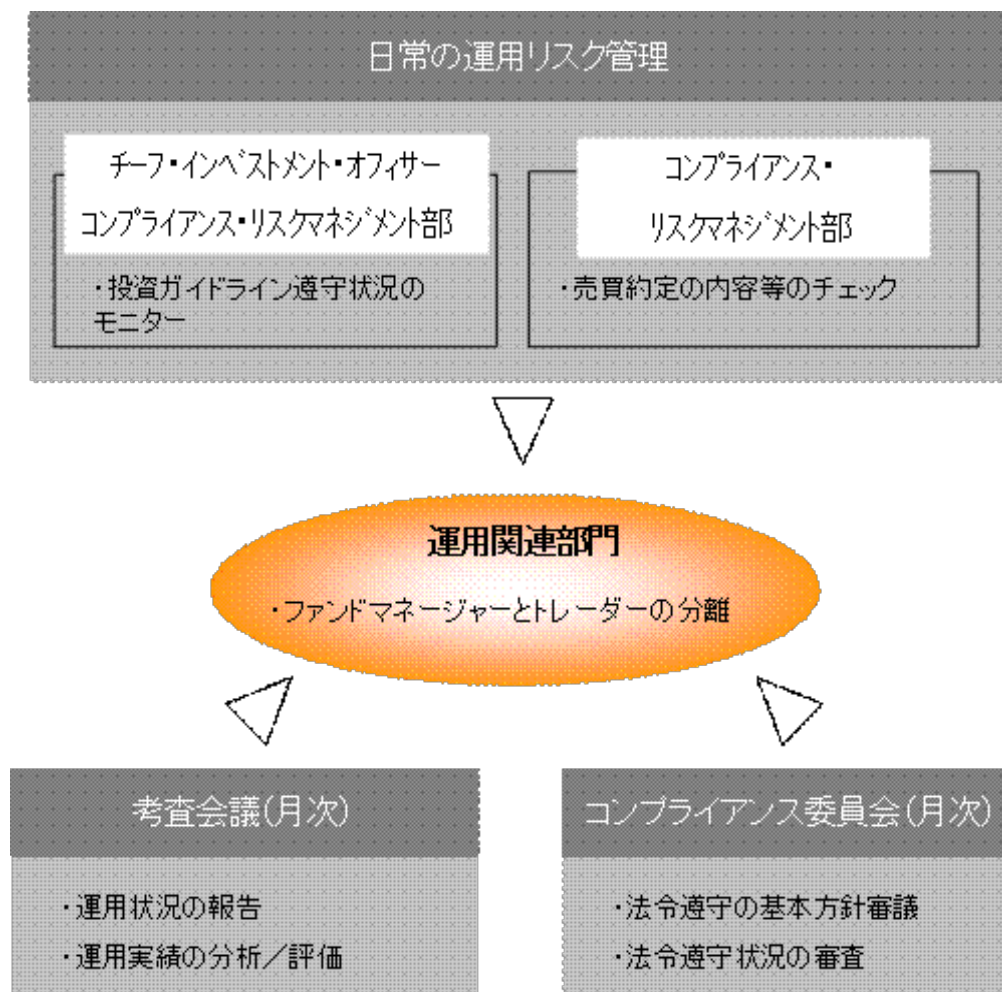
ファンドの信託財産に関し、運用状況の報告、運用実績の分析および評価について考査します。

コンプライアンス委員会（月次）

会社全般の法令遵守および業務リスク管理に関する基本方針を審議、決定すると共に、法令遵守状況や業務リスクの状況を審査します。

種類	管理の頻度	管理方法
売買発注	日次	コンプライアンス・リスクマネジメント部が売買伝票を日々チェック
投資ガイドライン	月次・日次	CIOおよびコンプライアンス・リスクマネジメント部により定期的にモニター
考査会議	月次	運用状況報告および運用実績の分析・評価
コンプライアンス委員会	月次	法令遵守・業務リスク状況の審査
法令・規則の変更等	適宜	コンプライアンス・リスクマネジメント部が関係者に連絡し、電子メール等により周知、また必要に応じ説明会を開催

#### ファンドのリスク管理体制



## 4【手数料等及び税金】

## (1)【申込手数料】

取得申込時の申込手数料は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、取得申込金額、取得申込代金<sup>\*</sup>あるいは取得申込口数に応じて、基準価額の0.525%（税抜き 0.5%）を上限とした販売会社が個別に定める率を乗じて得た額とします。

<sup>\*</sup> 取得申込金額とは、1口当たりの発行価格に取得申込口数を乗じて得た金額をいいます。取得申込金額には、申込手数料ならびに申込手数料に対する消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額は、含まれません。また取得申込代金とは、取得申込者が申込みに際して支払う金額の総計をいい、申込手数料および申込手数料に対する消費税等に相当する金額が含まれます。申込手数料については、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができます。

お電話によるお問い合わせ先（委託会社）

電話番号 03 - 5210 - 0653（9：00～17：00 土、日、祝日、年末年始を除く）

販売会社によっては、当該販売会社で前3ヵ月以内に支払いを受けた投資信託の償還金等、または追加型投資信託の信託終了の1年前以内等で当該販売会社が定める期間内において換金した代金をもって当ファンドの取得申込みをする場合には、販売会社が独自に定める手数料の優遇措置等が受けられる場合があります。

詳細は販売会社にお問い合わせ下さい。

## (2)【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はありません。

## (3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、日々、信託財産の純資産総額に年0.8925%（税抜き年0.85%）の率を乗じて得た額とします。信託報酬は、毎計算期末または信託終了の時、信託財産中から支弁するものとします。

この場合、消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。

信託報酬にかかる委託会社、販売会社、受託会社への配分は次の通りです。

項目	信託報酬の額
信託報酬の配分	委託会社 当該純資産額に対し 年率0.42%（税抜き 0.40%）
	販売会社 当該純資産額に対し 年率0.42%（税抜き 0.40%）
	受託銀行 当該純資産額に対し 年率0.0525%（税抜き 0.05%）

上記の販売会社への配分は、販売会社の行う業務に対する代行手数料であり、委託会社がいったん信託財産から収受した後、販売会社に支払われます。

委託会社が受ける信託報酬にはアイエヌジー・海外債券マザーファンドの運用委託先への報酬が含まれています。

## (4)【その他の手数料等】

組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託報酬および売買委託手数料に対する消費税等相当額（5%）、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産保管に要する費用、その他信託事務の処理に要する費用、ファンドの借入金利息ならびに借入れの手続きにかかる費用は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産に関する租税、信託事務に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産の財務諸表の監査に要する費用（消費税等相当額を含みます。）は、当該計算期間を通じて日々、信託財産の純資産総額に一定の率を乗じて得た額、もしくは固定額を毎計算期末または信託終了のとき、当該消費税額とともに信託財産中より支弁します。本書提出日現在の財務諸表の監査に要する費用は信託財産の純資産総額に年0.0021%（税抜き0.002%）を乗じて計算した額とします。

ファンドの申込手数料、信託報酬等、その他の手数料等の合計額については、ご投資家の皆様がファンドを保有する期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

#### （５）【課税上の取扱い】

個人の受益者に対する課税

< 収益分配金について >

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として10.147%（所得税7% 復興特別所得税0.147% 地方税3%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行われます。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税のいずれかを選択することもできます。収益分配金のうち課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。また、平成26年1月1日からは上記の10.147%の税率は下記の内容に変更される予定です。

平成26年1月1日から平成49年12月31日まで	20.315%（所得税15% 復興特別所得税0.315% 地方税5%）
平成50年1月1日以降	20%（所得税15% 地方税5%）

< 一部解約金、償還金について >

一部解約時および償還時の差益（一部解約時および償還時の価額から取得費（税込申込手数料を含む）を控除した利益）については、譲渡所得とみなして10.147%（所得税7% 復興特別所得税0.147% 地方税3%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、10.147%（所得税7% 復興特別所得税0.147% 地方税3%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行われます。また、平成26年1月1日からは上記の10.147%の税率は下記の内容に変更される予定です。

平成26年1月1日から平成49年12月31日まで	20.315%（所得税15% 復興特別所得税0.315% 地方税5%）
平成50年1月1日以降	20%（所得税15% 地方税5%）

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」の適用対象です。（平成26年1月1日以降）

NISA（ニーサ）をご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、地方税の源泉徴収はなくなり、7.147%（所得税7% 復興特別所得税0.147%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。上記7.147%の税率は平成26年1月1日からは、下記の内容に変更される予定です。

平成26年1月1日から平成49年12月31日まで	15.315%（所得税15% 復興特別所得税0.315%）
平成50年1月1日以降	15%（所得税15%）

<注1> 個別元本について

追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、保護預りではない受益証券および記名式受益証券については各受益証券毎に、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については各販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合には当該支店等毎に、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合にはコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

<注2> 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、イ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、ロ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

<注3> 税制改正等について

税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。



## 5【運用状況】

## (1)【投資状況】

平成25年8月30日現在

資産の種類	国名（地域）	時価（円）	投資比率（％）
有価証券			
親投資信託受益証券	日本		
アイエヌジー・海外債券マザーファンド受益証券		40,328,114	34.85
アイエヌジー・日本債券マザーファンド受益証券		57,034,372	49.29
アイエヌジー・短期債券マザーファンド受益証券		18,473,704	15.96
小計	-	115,836,190	100.10
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	119,686	0.10
合計(純資産総額)	-	115,716,504	100.00

注：投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

## [参考]親投資信託の投資状況

## 1. アイエヌジー・海外債券マザーファンド

平成25年8月30日現在

資産の種類	国名（地域）	時価（円）	投資比率（％）
有価証券			
公社債	アメリカ	1,121,237,205	39.35
	フランス	286,772,590	10.06
	イタリア	261,036,733	9.16
	ドイツ	233,572,141	8.20
	イギリス	209,666,198	7.36
	スペイン	204,221,759	7.17
	オランダ	82,472,539	2.89
	ベルギー	69,402,521	2.44
	オーストリア	51,856,142	1.82
	カナダ	47,524,772	1.67
	オーストラリア	43,096,916	1.51
	メキシコ	23,038,208	0.81
	フィンランド	15,845,184	0.56
小計	-	2,649,742,908	93.00
現金・預金・その他の資産(負債控除後)			
現金・預金・その他の資産	-	199,296,518	7.00
小計	-	199,296,518	7.00
合計(純資産総額)	-	2,849,039,426	100.00

注：投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

## 2. アイエヌジー・日本債券マザーファンド

平成25年8月30日現在

資産の種類	国名(地域)	時価(円)	投資比率(%)
有価証券			
公社債	日本	291,567,570,930	98.42
小計	-	291,567,570,930	98.42
現金・預金・その他の資産(負債控除後)			
現金・預金・その他の資産	-	4,686,567,168	1.58
小計	-	4,686,567,168	1.58
合計(純資産総額)	-	296,254,138,098	100.00

注：投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

## 3. アイエヌジー・短期債券マザーファンド

平成25年8月30日現在

資産の種類	国名(地域)	時価(円)	投資比率(%)
有価証券			
公社債	日本	2,144,583,335	96.77
小計	-	2,144,583,335	96.77
現金・預金・その他の資産(負債控除後)			
現金・預金・その他の資産	-	71,621,411	3.23
小計	-	71,621,411	3.23
合計(純資産総額)	-	2,216,204,7464	100.00

注：投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

## (2) 【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】（平成25年8月30日現在）

## イ) 主要投資銘柄

銘柄	業種	数量 口	簿価単価 円	簿価金額 円	評価単価 円	評価金額 円	投資比率 %
アイエヌジー・海外債券 マザーファンド	-	28,609,616	14,102	40,348,140	14,096	40,328,114	34.85
アイエヌジー・日本債券 マザーファンド	-	43,701,151	12,902	56,387,595	13,051	57,034,372	49.29
アイエヌジー・短期債券 マザーファンド	-	17,659,597	10,458	18,470,171	10,461	18,473,704	15.96

注：投資比率は、純資産総額に対する各銘柄の評価額比率です。

## ロ) 種類別構成比率

種類	評価金額（円貨）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	115,836,190	100.10
合計	115,836,190	100.10

注：投資比率は、純資産総額に対する当該種類の円貨における評価額比率です。

## 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

## 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

## [参考]親投資信託

## 1. アイエヌジー・海外債券マザーファンド

投資有価証券の主要銘柄(平成25年8月30日現在)

## イ)主要投資銘柄(上位30銘柄)

種類	国名	銘柄名	通貨	利率 (%)	償還期限	額面	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
国債証券	アメリカ	US TREASURY N/B	USD	0.125	2014/7/31	1,792,300	9,834.46	176,263,082	9,834.84	176,270,001	6.19
国債証券	アメリカ	US TREASURY N/B	USD	2.75	2018/2/28	1,520,000	10,893.37	165,579,224	10,410.79	158,244,101	5.55
国債証券	アメリカ	US TREASURY N/B	USD	2.5	2015/4/30	1,225,000	10,366.98	126,995,586	10,191.40	124,844,700	4.38
国債証券	アメリカ	US TREASURY N/B	USD	0.375	2016/1/15	1,226,000	9,850.60	120,768,359	9,799.11	120,137,149	4.22
国債証券	アメリカ	US TREASURY N/B	USD	2.625	2014/12/31	1,095,000	10,260.00	112,347,099	10,149.52	111,137,270	3.90
国債証券	アメリカ	US TREASURY N/B	USD	0.25	2015/2/15	1,120,000	9,827.55	110,068,569	9,833.31	110,133,125	3.87
国債証券	フランス	FRENCH TREASURY NOTE	EUR	1.75	2017/2/25	527,000	13,640.03	71,882,985	13,441.04	70,834,287	2.49
国債証券	フランス	FRENCH TREASURY NOTE	EUR	2.5	2015/1/15	495,000	13,687.33	67,752,324	13,425.20	66,454,760	2.33
国債証券	スペイン	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	EUR	3	2015/4/30	480,000	12,888.55	61,865,041	13,247.36	63,587,335	2.23
国債証券	アメリカ	US TREASURY N/B	USD	0.875	2017/1/31	591,500	9,902.88	58,575,563	9,796.04	57,943,612	2.03
国債証券	イタリア	BUONI POLIENNALI DEL TES	EUR	3.75	2021/8/1	405,000	12,326.95	49,924,169	13,059.81	52,892,254	1.86
国債証券	アメリカ	US TREASURY N/B	USD	1.875	2017/8/31	524,000	10,429.11	54,648,540	10,081.90	52,829,156	1.85
国債証券	アメリカ	US TREASURY N/B	USD	4.375	2040/5/15	452,000	13,273.68	59,997,042	11,093.15	50,141,077	1.76
国債証券	アメリカ	US TREASURY N/B	USD	1.75	2023/5/15	550,000	8,941.15	49,176,349	8,993.79	49,465,858	1.74
国債証券	イタリア	BUONI POLIENNALI DEL TES	EUR	4.25	2019/9/1	332,000	13,185.91	43,777,235	13,588.77	45,114,724	1.58
国債証券	ドイツ	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	EUR	3.5	2016/1/4	320,000	14,435.48	46,193,564	14,012.86	44,841,152	1.57
国債証券	フランス	FRANCE (GOVT OF)	EUR	3	2022/4/25	324,000	14,221.39	46,077,321	13,836.17	44,829,212	1.57
国債証券	オランダ	NETHERLANDS GOVERNMENT	EUR	3.75	2014/7/15	320,000	13,535.84	43,314,698	13,431.59	42,981,117	1.51
国債証券	イタリア	BUONI POLIENNALI DEL TES	EUR	5.25	2017/8/1	273,000	13,916.14	37,991,073	14,115.47	38,535,249	1.35
国債証券	ドイツ	BUNDES OBLIGATION	EUR	0.25	2018/4/13	297,000	12,715.59	37,765,307	12,689.49	37,687,789	1.32
国債証券	フランス	FRANCE (GOVT OF)	EUR	3.5	2020/4/25	259,000	14,875.88	38,528,535	14,514.31	37,592,063	1.32
国債証券	ドイツ	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	EUR	3.25	2020/1/4	250,000	15,280.40	38,201,020	14,695.36	36,738,424	1.29
国債証券	イギリス	UK TSY	EUR	2	2016/1/22	229,000	15,802.71	36,188,207	15,760.97	36,092,643	1.27
国債証券	ドイツ	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	EUR	3.75	2017/1/4	245,000	14,930.90	36,580,726	14,452.43	35,408,460	1.24
国債証券	オーストリア	REPUBLIC OF AUSTRIA	EUR	4.35	2019/3/15	223,000	15,654.75	34,910,106	15,127.28	33,733,844	1.18
国債証券	イタリア	BUONI POLIENNALI DEL TES	EUR	6	2031/5/1	222,000	14,405.54	31,980,301	14,784.84	32,822,355	1.15
国債証券	イギリス	UK TSY	GBP	5	2018/3/7	180,000	18,617.81	33,512,060	17,699.24	31,858,649	1.12
国債証券	スペイン	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	EUR	5.85	2022/1/31	215,000	13,023.16	27,999,807	14,414.70	30,991,610	1.09
国債証券	アメリカ	US TREASURY N/B	USD	4.25	2039/5/15	277,000	13,001.22	36,013,392	10,884.14	30,149,078	1.06
国債証券	イギリス	UK TSY	GBP	5	2025/3/7	154,000	19,499.29	30,028,915	18,443.50	28,402,994	1.00

注1: 投資比率は、純資産総額に対する各銘柄の円貨における評価額比率です。

注2: 評価額組入上位30銘柄について記載しています。

## ロ) 業種（種類）別構成比率

業種（種類）	評価金額（円貨）	投資比率（％）
国債証券	2,649,742,908	93.00
合計	2,649,742,908	93.00

注：投資比率は、純資産総額に対する当該業種（種類）の円貨における評価額比率です。

## 投資不動産物件

該当事項はありません。

## その他投資資産の主要なもの（平成25年8月30日現在）

種類	取引所等および 資産の名称	買建/ 売建	数量（枚）	簿価（円）	時価（円）	投資比率 （％）
為替予約 取引	市場外取引 ユーロ	売建	9,500,000.00	1,233,508,500	1,237,090,000	43.42
為替予約 取引	市場外取引 米ドル	売建	11,500,000.00	1,115,896,750	1,130,910,000	39.69
為替予約 取引	市場外取引 英債券	売建	1,450,000.00	218,412,050	221,125,000	7.76
為替予約 取引	市場外取引 カナダドル	売建	570,000.00	52,646,340	53,163,900	1.87
為替予約 取引	市場外取引 オーストラリアドル	売建	500,000.00	43,215,000	43,810,000	1.54
為替予約 取引	市場外取引 メキシコペソ	売建	3,320,000.00	24,176,904	24,368,800	0.86

注1：基準日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

- (1) 基準日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という）の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該顧客先物売買相場の仲値で評価しております。
- (2) 基準日において当該日の対顧客先物売買相場が発表されていない場合は、以下の計算方法によっております。

基準日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後の二つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

基準日に当該日を越える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近く発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

注2：基準日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、基準日の対顧客直物売買相場の仲値で評価しております。

## 2. アイエヌジー・日本債券マザーファンド

投資有価証券の主要銘柄(平成25年8月30日現在)

## イ) 主要投資銘柄(上位30銘柄)

種類	国名	銘柄名	利率 (%)	償還期限	額面	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
国債証券	日本	第123回利付国債(20年)	2.1	2030/12/20	12,000,000,000	108.32	12,999,340,000	109.51	13,142,160,000	4.44
国債証券	日本	第116回利付国債(20年)	2.2	2030/3/20	11,500,000,000	111.19	12,787,420,000	111.79	12,856,540,000	4.34
国債証券	日本	第313回利付国債(10年)	1.3	2021/3/20	12,000,000,000	104.11	12,493,620,000	105.54	12,665,520,000	4.28
国債証券	日本	第133回利付国債(20年)	1.8	2031/12/20	12,000,000,000	102.27	12,273,510,000	103.85	12,463,080,000	4.21
国債証券	日本	第87回利付国債(5年)	0.5	2014/12/20	12,000,000,000	100.72	12,086,420,000	100.51	12,061,320,000	4.07
国債証券	日本	第110回利付国債(5年)	0.3	2018/3/20	12,000,000,000	100.16	12,020,260,000	100.29	12,035,040,000	4.06
国債証券	日本	第113回利付国債(5年)	0.3	2018/6/20	12,000,000,000	100.12	12,014,640,000	100.21	12,025,560,000	4.06
国債証券	日本	第330回利付国債(2年)	0.2	2015/7/15	12,000,000,000	100.14	12,016,920,000	100.16	12,020,040,000	4.06
国債証券	日本	第325回利付国債(2年)	0.1	2015/2/15	12,000,000,000	99.98	11,998,440,000	99.99	11,999,040,000	4.05
国債証券	日本	第323回利付国債(2年)	0.1	2014/12/15	10,000,000,000	99.96	9,996,700,000	99.99	9,999,300,000	3.38
国債証券	日本	第106回利付国債(5年)	0.2	2017/9/20	10,000,000,000	99.55	9,955,510,000	99.97	9,997,900,000	3.37
国債証券	日本	第39回利付国債(30年)	1.9	2043/6/20	9,000,000,000	101.63	9,147,450,000	102.83	9,255,240,000	3.12
国債証券	日本	第140回利付国債(20年)	1.7	2032/9/20	8,000,000,000	100.29	8,023,330,000	101.38	8,110,800,000	2.74
国債証券	日本	第130回利付国債(20年)	1.8	2031/9/20	6,000,000,000	103.07	6,184,350,000	104.11	6,246,720,000	2.11
国債証券	日本	第326回利付国債(2年)	0.1	2015/3/15	6,000,000,000	99.97	5,998,380,000	99.99	5,999,520,000	2.03
国債証券	日本	第320回利付国債(10年)	1	2021/12/20	5,000,000,000	103.08	5,154,000,000	103.12	5,156,000,000	1.74
国債証券	日本	第269回利付国債(10年)	1.3	2015/3/20	5,000,000,000	102.81	5,140,650,000	101.84	5,092,000,000	1.72
国債証券	日本	第329回利付国債(10年)	0.8	2023/6/20	5,000,000,000	100.07	5,003,680,000	100.73	5,036,550,000	1.70
国債証券	日本	第112回利付国債(5年)	0.4	2018/6/20	5,000,000,000	100.55	5,027,850,000	100.68	5,034,300,000	1.70
国債証券	日本	第107回利付国債(5年)	0.2	2017/12/20	5,000,000,000	99.45	4,972,800,000	99.91	4,995,700,000	1.69
国債証券	日本	第128回利付国債(20年)	1.9	2031/6/20	4,500,000,000	104.90	4,720,500,000	105.99	4,769,550,000	1.61
国債証券	日本	第36回利付国債(30年)	2	2042/3/20	4,000,000,000	107.04	4,281,710,000	105.36	4,214,400,000	1.42
国債証券	日本	第312回利付国債(10年)	1.2	2020/12/20	4,000,000,000	104.50	4,180,300,000	104.89	4,195,600,000	1.42
国債証券	日本	第145回利付国債(20年)	1.7	2033/6/20	4,000,000,000	99.76	3,990,560,000	100.89	4,035,840,000	1.36
国債証券	日本	第385回国庫短期証券	0	2013/11/5	4,000,000,000	99.97	3,999,128,000	99.98	3,999,376,000	1.35
国債証券	日本	第129回利付国債(20年)	1.8	2031/6/20	3,500,000,000	103.30	3,615,815,000	104.43	3,655,155,000	1.23
国債証券	日本	第101回利付国債(20年)	2.4	2028/3/20	3,000,000,000	115.69	3,470,950,000	116.29	3,488,940,000	1.18
国債証券	日本	第115回利付国債(20年)	2.2	2029/12/20	3,000,000,000	111.50	3,345,290,000	112.10	3,363,060,000	1.14
国債証券	日本	第142回利付国債(20年)	1.8	2032/12/20	3,000,000,000	101.86	3,055,900,000	102.87	3,086,160,000	1.04
国債証券	日本	第105回利付国債(5年)	0.2	2017/6/20	3,000,000,000	99.89	2,996,730,000	100.03	3,001,110,000	1.01

注1: 投資比率は、純資産総額に対する各銘柄の評価額比率です。

注2: 評価額組入上位30銘柄について記載しています。

## ロ) 業種（種類）別構成比率

業種（種類）	評価金額（円貨）	投資比率（％）
国債証券	251,601,086,000	84.93
普通社債券	22,692,497,130	7.66
特殊債券	17,273,987,800	5.83
合計	291,567,570,930	98.42

注：投資比率は、純資産総額に対する当該業種（種類）における評価額比率です。

## 投資不動産物件

該当事項はありません。

## その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

## 3. アイエヌジー・短期債券マザーファンド

投資有価証券の主要銘柄(平成25年8月30日現在)

## イ) 主要投資銘柄(全25銘柄)

種類	国名	銘柄名	利率 (%)	償還期限	額面	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
国債証券	日本	第370回国庫短期証券	0	2013/9/2	150,000,000	99.99	149,998,908	99.99	149,998,908	6.77
地方債証券	日本	平成15年度第4回埼玉県公募債	1.5	2013/11/27	136,000,000	100.32	136,445,841	100.32	136,445,841	6.16
社債券	日本	第454回関西電力株式会社社債(一般担保付)	1.51	2014/4/25	100,000,000	100.75	100,750,034	100.75	100,750,034	4.55
特殊債券	日本	第704号農林債	1.3	2014/1/27	100,000,000	100.46	100,462,905	100.46	100,462,905	4.53
地方債証券	日本	平成15年度第3回京都府公募債	1.5	2013/12/24	100,000,000	100.42	100,427,000	100.42	100,427,000	4.53
社債券	日本	第282回北海道電力株式会社社債(一般担保付)	1.44	2013/12/25	100,000,000	100.36	100,364,558	100.36	100,364,558	4.53
社債券	日本	第4回電源開発株式会社無担保社債(社債間限定同順位特約付)	1.32	2013/12/20	100,000,000	100.32	100,329,080	100.32	100,329,080	4.53
地方債証券	日本	平成20年度第9回北海道公募債(5年)	1.7	2013/10/31	100,000,000	100.25	100,259,160	100.25	100,259,160	4.52
地方債証券	日本	第602回東京都公募債	1.4	2013/10/25	100,000,000	100.19	100,190,260	100.19	100,190,260	4.52
社債券	日本	第12回東日本高速道路株式会社社債	0.363	2014/3/20	100,000,000	100.12	100,122,546	100.12	100,122,546	4.52
地方債証券	日本	第258回大阪府公募債(10年)	1.6	2013/9/27	100,000,000	100.11	100,110,923	100.11	100,110,923	4.52
社債券	日本	第374回九州電力株式会社社債(一般担保付)	1.5	2013/9/25	100,000,000	100.08	100,085,553	100.08	100,085,553	4.52
特殊債券	日本	第20回道路債券	1.67	2013/9/20	100,000,000	100.08	100,083,512	100.08	100,083,512	4.52
社債券	日本	第359回中国電力株式会社社債(一般担保付)	1.229	2013/9/25	100,000,000	100.07	100,071,576	100.07	100,071,576	4.52
国債証券	日本	第372回国庫短期証券	0	2013/9/9	100,000,000	99.99	99,997,569	99.99	99,997,569	4.51
国債証券	日本	第378回国庫短期証券	0	2013/10/7	100,000,000	99.99	99,990,260	99.99	99,990,260	4.51
国債証券	日本	第357回国庫短期証券	0	2013/10/10	100,000,000	99.98	99,989,124	99.98	99,989,124	4.51
国債証券	日本	第385回国庫短期証券	0	2013/11/5	100,000,000	99.98	99,983,604	99.98	99,983,604	4.51
国債証券	日本	第387回国庫短期証券	0	2013/11/11	100,000,000	99.98	99,982,188	99.98	99,982,188	4.51
社債券	日本	第444回東北電力株式会社社債(一般担保付)	1.228	2013/9/25	42,000,000	100.07	42,029,556	100.07	42,029,556	1.90
地方債証券	日本	平成20年度第4回横浜市公債「八マ債5」	0.92	2014/3/24	33,320,000	100.43	33,464,365	100.43	33,464,365	1.51
地方債証券	日本	第6回かながわ県民債(3年)	0.4	2014/3/3	21,200,000	100.00	21,200,735	100.00	21,200,735	0.96
社債券	日本	第275回四国電力株式会社社債(一般担保付)	0.25	2013/11/25	20,200,000	99.98	20,197,550	99.98	20,197,550	0.91
地方債証券	日本	平成15年度第4回札幌市公募債	1.6	2013/9/30	20,000,000	100.11	20,023,578	100.11	20,023,578	0.90
社債券	日本	第91回東武鉄道株式会社無担保社債(担保提供限定特約付)	0.6	2014/1/31	18,000,000	100.12	18,022,950	100.12	18,022,950	0.81

注1: 投資比率は、純資産総額に対する各銘柄の評価額比率です。

注2: 組入全25銘柄について記載しています。



## ロ) 業種（種類）別構成比率

業種（種類）	評価金額（円貨）	投資比率（％）
普通社債券	681,973,403	30.77
国債証券	649,941,653	29.33
地方債証券	612,121,862	27.62
特殊債券	200,546,417	9.05
合計	2,144,583,335	96.77

注：投資比率は、純資産総額に対する当該業種（種類）における評価額比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

## (3) 【運用実績】

## 【純資産の推移】

期	年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口あたり 純資産額 (円) (分配落)	1口あたり 純資産額 (円) (分配付)
第1期	平成12年 7月6日	79	80	1.0067	1.0088
第2期	平成13年 1月9日	141	141	1.0219	1.0245
第3期	平成13年 7月6日	331	332	1.0224	1.0250
第4期	平成14年 1月7日	431	432	1.0229	1.0259
第5期	平成14年 7月8日	462	463	1.0237	1.0267
第6期	平成15年 1月8日	402	403	1.0363	1.0393
第7期	平成15年 7月7日	378	379	1.0363	1.0393
第8期	平成16年 1月6日	354	355	1.0227	1.0257
第9期	平成16年 7月6日	330	331	1.0141	1.0171
第10期	平成17年 1月6日	322	323	1.0272	1.0302
第11期	平成17年 7月6日	318	319	1.0360	1.0390
第12期	平成18年 1月6日	287	288	1.0252	1.0282
第13期	平成18年 7月6日	269	270	0.9906	0.9936
第14期	平成19年 1月9日	258	258	1.0010	1.0040
第15期	平成19年 7月6日	246	247	0.9817	0.9847
第16期	平成20年 1月7日	233	234	1.0065	1.0095
第17期	平成20年 7月7日	226	227	0.9901	0.9931
第18期	平成21年 1月6日	207	208	1.0293	1.0323
第19期	平成21年 7月6日	201	202	1.0220	1.0250
第20期	平成22年 1月6日	199	200	1.0239	1.0269
第21期	平成22年 7月6日	197	198	1.0471	1.0501
第22期	平成23年 1月6日	159	159	1.0331	1.0361
第23期	平成23年 7月6日	158	158	1.0345	1.0375
第24期	平成24年 1月6日	152	152	1.0566	1.0596
第25期	平成24年 7月6日	143	143	1.0696	1.0726
第26期	平成25年 1月7日	137	138	1.0666	1.0696
第27期	平成25年 7月8日	114	115	1.0640	1.0670
	平成24年 8月末日	143	-	1.0727	-
	平成24年 9月末日	143	-	1.0738	-
	平成24年10月末日	140	-	1.0721	-
	平成24年11月末日	139	-	1.0753	-
	平成24年12月末日	139	-	1.0734	-
	平成25年 1月末日	137	-	1.0681	-
	平成25年 2月末日	136	-	1.0745	-
	平成25年 3月末日	134	-	1.0838	-
	平成25年 4月末日	135	-	1.0878	-
	平成25年 5月末日	127	-	1.0757	-
	平成25年 6月末日	122	-	1.0695	-
	平成25年 7月末日	115	-	1.0682	-
	平成25年 8月末日	115	-	1.0684	-

## 【分配の推移】

期間		1万口当たりの 分配金（円）
第1期	平成12年2月7日～平成12年7月6日	21円
第2期	平成12年7月7日～平成13年1月9日	26円
第3期	平成13年1月10日～平成13年7月6日	26円
第4期	平成13年7月7日～平成14年1月7日	30円
第5期	平成14年1月8日～平成14年7月8日	30円
第6期	平成14年7月9日～平成15年1月6日	30円
第7期	平成15年1月7日～平成15年7月7日	30円
第8期	平成15年7月8日～平成16年1月6日	30円
第9期	平成16年1月7日～平成16年7月6日	30円
第10期	平成16年7月7日～平成17年1月6日	30円
第11期	平成17年1月7日～平成17年7月6日	30円
第12期	平成17年7月7日～平成18年1月6日	30円
第13期	平成18年1月7日～平成18年7月6日	30円
第14期	平成18年7月7日～平成19年1月9日	30円
第15期	平成19年1月10日～平成19年7月6日	30円
第16期	平成19年7月7日～平成20年1月7日	30円
第17期	平成20年1月8日～平成20年7月7日	30円
第18期	平成20年7月8日～平成21年1月6日	30円
第19期	平成21年1月7日～平成21年7月6日	30円
第20期	平成21年7月7日～平成22年1月6日	30円
第21期	平成22年1月7日～平成22年7月6日	30円
第22期	平成22年7月7日～平成23年1月6日	30円
第23期	平成23年1月7日～平成23年7月6日	30円
第24期	平成23年7月7日～平成24年1月6日	30円
第25期	平成24年1月7日～平成24年7月6日	30円
第26期	平成24年7月7日～平成25年1月7日	30円
第27期	平成25年1月8日～平成25年7月8日	30円

## 【収益率の推移】

期間		収益率（％）
第1期	平成12年2月7日～平成12年7月6日	0.88
第2期	平成12年7月7日～平成13年1月9日	1.77
第3期	平成13年1月10日～平成13年7月6日	0.30
第4期	平成13年7月7日～平成14年1月7日	0.34
第5期	平成14年1月8日～平成14年7月8日	0.37
第6期	平成14年7月9日～平成15年1月6日	1.52
第7期	平成15年1月7日～平成15年7月7日	0.29
第8期	平成15年7月8日～平成16年1月6日	1.02
第9期	平成16年1月7日～平成16年7月6日	0.55
第10期	平成16年7月7日～平成17年1月6日	1.58
第11期	平成17年1月7日～平成17年7月6日	1.15
第12期	平成17年7月7日～平成18年1月6日	0.75
第13期	平成18年1月7日～平成18年7月6日	3.08
第14期	平成18年7月7日～平成19年1月9日	1.35
第15期	平成19年1月10日～平成19年7月6日	1.63
第16期	平成19年7月7日～平成20年1月7日	2.83
第17期	平成20年1月8日～平成20年7月7日	1.33
第18期	平成20年7月8日～平成21年1月6日	4.26
第19期	平成21年1月7日～平成21年7月6日	0.42
第20期	平成21年7月7日～平成22年1月6日	0.48
第21期	平成22年1月7日～平成22年7月6日	2.56
第22期	平成22年7月7日～平成23年1月6日	1.05
第23期	平成23年1月7日～平成23年7月6日	0.43
第24期	平成23年7月7日～平成24年1月6日	2.43
第25期	平成24年1月7日～平成24年7月6日	1.51
第26期	平成24年7月7日～平成25年1月7日	0.00
第27期	平成25年1月8日～平成25年7月8日	0.04

## (4) 【設定及び解約の実績】

期間		設定数量（口）	解約数量（口）
第1期	平成12年2月7日～平成12年7月6日	78,961,250	0
第2期	平成12年7月7日～平成13年1月9日	64,634,877	5,557,510
第3期	平成13年1月10日～平成13年7月6日	205,140,919	19,756,363
第4期	平成13年7月7日～平成14年1月7日	142,467,271	44,802,178
第5期	平成14年1月8日～平成14年7月8日	99,176,089	68,829,539
第6期	平成14年7月9日～平成15年1月6日	10,945,773	74,857,268
第7期	平成15年1月7日～平成15年7月7日	5,257,400	27,884,849
第8期	平成15年7月8日～平成16年1月6日	10,562,200	29,090,685
第9期	平成16年1月7日～平成16年7月6日	4,481,347	25,039,948
第10期	平成16年7月7日～平成17年1月6日	1,053,757	12,889,217
第11期	平成17年1月7日～平成17年7月6日	5,068,874	12,409,071
第12期	平成17年7月7日～平成18年1月6日	5,069,715	31,745,953
第13期	平成18年1月7日～平成18年7月6日	15,551,236	23,896,691
第14期	平成18年7月7日～平成19年1月9日	1,066,141	15,279,404
第15期	平成19年1月10日～平成19年7月6日	3,161,752	9,378,718
第16期	平成19年7月7日～平成20年1月7日	764,110	19,863,457
第17期	平成20年1月8日～平成20年7月7日	4,049,921	7,259,442
第18期	平成20年7月8日～平成21年1月6日	690,060	27,488,618
第19期	平成21年1月7日～平成21年7月6日	541,208	5,158,608
第20期	平成21年7月7日～平成22年1月6日	2,184,458	4,566,871
第21期	平成22年1月7日～平成22年7月6日	1,399,638	7,915,616
第22期	平成22年7月7日～平成23年1月6日	496,435	34,904,596
第23期	平成23年1月7日～平成23年7月6日	2,062,798	2,999,215
第24期	平成23年7月7日～平成24年1月6日	407,708	9,551,310
第25期	平成24年1月7日～平成24年7月6日	10,962,971	21,169,641
第26期	平成24年7月7日～平成25年1月7日	344,687	5,100,000
第27期	平成25年1月8日～平成25年7月8日	3,345,873	24,423,512

注：第1期の販売口数は、当初募集期間中の販売口数を含みます。

## 参考情報

データは2013年8月30日現在 ※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。  
※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

## 〈分配の推移〉

決算期	分配金
第18期(2009/1/6)	30円
第19期(2009/7/6)	30円
第20期(2010/1/6)	30円
第21期(2010/7/6)	30円
第22期(2011/1/6)	30円
第23期(2011/7/6)	30円
第24期(2012/1/6)	30円
第25期(2012/7/6)	30円
第26期(2013/1/7)	30円
第27期(2013/7/8)	30円
設定来累計	793円

※分配金は1万口当たり、税引き前です。  
※直近の10計算期間について記載しています。

## 〈基準価額・純資産の推移〉



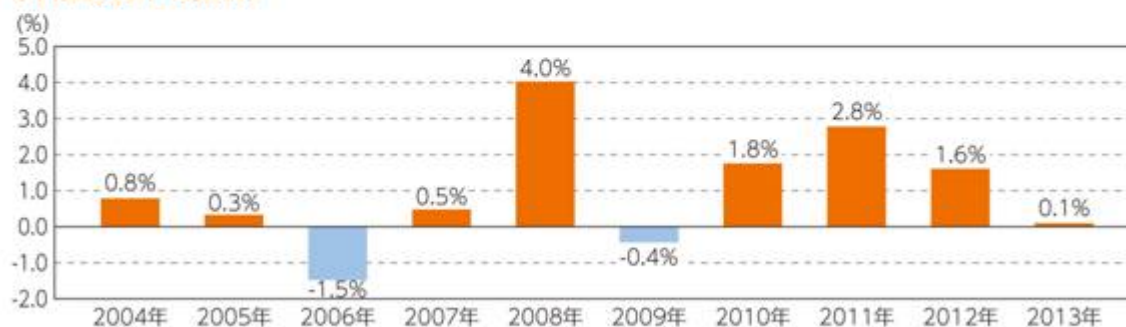
※基準価額(分配金再投資)とは、税引き前の分配金を再投資したと仮定して算出した基準価額をいいます。

## 〈主要な資産の状況〉

投資状況(アイエヌジー・グローバルインカムオープン)

資産の種類	投資比率(%)
アイエヌジー・海外債券マザーファンド受益証券	34.85
アイエヌジー・日本債券マザーファンド受益証券	49.29
アイエヌジー・短期債券マザーファンド受益証券	15.96
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	△0.10
合計	100.00

## 〈年間収益率の推移〉



※2013年は8月末までの収益率です。  
※税引き前の分配金を再投資したと仮定して収益率を算出しています。従って、実際のファンドにおいては、課税条件等によって受益者ごとに収益率は異なります。また、換金時の費用・税金等は考慮していません。

## 〈マザーファンドの資産の状況〉

データは2013年8月30日現在

## 投資状況(アイエヌジー・海外債券マザーファンド)

資産の種類	投資比率(%)
国債証券	
アメリカ	39.35
フランス	10.06
イタリア	9.16
ドイツ	8.20
その他の国・地域	26.23
現金・預金・その他の資産 (負債控除後)	7.00
合計	100.00

※下記データは過去のものであり、予告なしに変更されます。また、下記は参考情報であり、特定の有価証券についての投資の勧誘あるいは投資の助言を意図するものではありません。

## アイエヌジー・海外債券マザーファンドの組入上位10銘柄

順位	種類	国・地域名	銘柄名	投資比率(%)
1	国債証券	アメリカ	US TREASURY N/B	6.19
2	国債証券	アメリカ	US TREASURY N/B	5.55
3	国債証券	アメリカ	US TREASURY N/B	4.38
4	国債証券	アメリカ	US TREASURY N/B	4.22
5	国債証券	アメリカ	US TREASURY N/B	3.90
6	国債証券	アメリカ	US TREASURY N/B	3.87
7	国債証券	フランス	FRENCH TREASURY NOTE	2.49
8	国債証券	フランス	FRENCH TREASURY NOTE	2.33
9	国債証券	スペイン	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	2.23
10	国債証券	アメリカ	US TREASURY N/B	2.03

※投資比率はアイエヌジー・海外債券マザーファンドの純資産総額に対する各銘柄の投資割合です。

## 投資状況(アイエヌジー・日本債券マザーファンド)

資産の種類	投資比率(%)
国債証券	84.93
普通社債券	7.66
特殊債券	5.83
現金・預金・その他の資産 (負債控除後)	1.58
合計	100.00

## アイエヌジー・日本債券マザーファンドの組入上位10銘柄

順位	種類	国・地域名	銘柄名	投資比率(%)
1	国債証券	日本	第123回利付国債(20年)	4.44
2	国債証券	日本	第116回利付国債(20年)	4.34
3	国債証券	日本	第313回利付国債(10年)	4.28
4	国債証券	日本	第133回利付国債(20年)	4.21
5	国債証券	日本	第87回利付国債(5年)	4.07
6	国債証券	日本	第110回利付国債(5年)	4.06
7	国債証券	日本	第113回利付国債(5年)	4.06
8	国債証券	日本	第330回利付国債(2年)	4.06
9	国債証券	日本	第325回利付国債(2年)	4.05
10	国債証券	日本	第323回利付国債(2年)	3.38

※投資比率はアイエヌジー・日本債券マザーファンドの純資産総額に対する各銘柄の投資割合です。

## 投資状況(アイエヌジー・短期債券マザーファンド)

資産の種類	投資比率(%)
普通社債券	30.77
国債証券	29.33
地方債証券	27.62
特殊債券	9.05
現金・預金・その他の資産 (負債控除後)	3.23
合計	100.00

## アイエヌジー・短期債券マザーファンドの組入上位10銘柄

順位	種類	国・地域名	銘柄名	投資比率(%)
1	国債証券	日本	第370回国庫短期証券	6.77
2	地方債証券	日本	平成15年度第4回埼玉県公債	6.16
3	社債券	日本	第454回関西電力株式会社社債(一般担保付)	4.55
4	特殊債券	日本	い第704号農林債	4.53
5	地方債証券	日本	平成15年度第3回京都府公債	4.53
6	社債券	日本	第282回北海道電力株式会社社債(一般担保付)	4.53
7	社債券	日本	第4回電源開発株式会社無担保社債(社債間限定同順位特約付)	4.53
8	地方債証券	日本	平成20年度第9回北海道公債(5年)	4.52
9	地方債証券	日本	第602回東京都公債	4.52
10	社債券	日本	第12回東日本高速道路株式会社社債	4.52

※投資比率はアイエヌジー・短期債券マザーファンドの純資産総額に対する各銘柄の投資割合です。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行うものとします。当ファンドには、収益分配金を税金を差引いた後に自動的に再投資する「自動けいぞく投資コース」と、収益の分配が行われるつど収益分配金を受取る「一般コース」があり、取扱い可能なコースは販売会社により異なる場合があります。「自動けいぞく投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める自動けいぞく投資約款にしたがい契約を締結します。

受益権の申込単位は販売会社が定める単位とします。

受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、申込手数料および当該申込手数料に対する消費税等に相当する金額を加算した価額とします。なお、「自動けいぞく投資コース」の収益分配金を再投資する場合の価額は、原則として、各計算期間終了日の基準価額とします（申込手数料はかかりません。）。

販売会社および委託会社の営業日の午後3時までに受付けた取得の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを）、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行われる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。なお、東京またはアムステルダムの銀行の休業日においては、取得の申込みを受付けないものとします。

取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

### 2【換金（解約）手続等】

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行を請求することにより換金（解約）することができます。換金単位は販売会社が定める単位とします。

販売会社および委託会社の営業日の午後3時までに受付けた換金の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを）、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行われる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。なお、東京またはアムステルダムの銀行の休業日においては、換金の申込みを受付けないものとします。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の解約請求に制限を設けさせて頂く場合があります。

一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額となります。

ファンドの基準価額については、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として計算日翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページで、最新の基準価額をご覧になることもできます。

お電話によるお問い合わせ先（委託会社）

電話番号 03 - 5210 - 0653（9：00～17：00 土、日、祝日、年末年始を除く）

委託会社のホームページ



アドレス <http://www.ingfunds.co.jp/>

解約代金の支払いは原則として解約の請求受付日から起算して5営業日目から販売会社で支払われます。委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の解約の受付を中止することがあります。この場合、受益者は当該受け付け中止以前に行った当日の解約の請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約の請求を撤回しない場合には、解約の中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にその請求を受付けたものとして取扱うこととします。

換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

### 3【資産管理等の概要】

#### (1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における発行済受益権総口数で除した1口当たりの純資産価額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。

純資産総額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。この場合、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

基準価額は、原則として、委託会社の営業日（土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に定める休日ならびに12月31日、1月2日、1月3日以外の日とします。）に計算されます。

ファンドの基準価額については、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として計算日翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページで、最新の基準価額をご覧になることもできます。

お電話によるお問い合わせ先（委託会社）

電話番号 03 - 5210 - 0653（9：00～17：00 土、日、祝日、年末年始を除く）

委託会社のホームページ

アドレス <http://www.ingfunds.co.jp/>

#### (2)【保管】

該当事項はありません。

#### (3)【信託期間】

ファンドの信託期間は原則として無期限です。ただし、後記(5)aにより信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

#### (4)【計算期間】

ファンドの計算期間は、毎年1月7日から7月6日までおよび7月7日から翌年1月6日までとします。ただし、各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

#### (5)【その他】

a信託の終了

- (a) 委託会社は、信託終了前にこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- (b) 委託会社は、前(a)の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (c) 前(b)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
- (d) 前(c)の一定期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託契約の解約をしません。
- (e) 委託会社は、信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (f) 前(c)から(e)までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前(c)の一定の期間が1ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には前段は適用されません。
- (g) 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- (h) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、「b 信託約款の変更(d)」に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- (i) 受託会社はその任務を辞任する場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### b 信託約款の変更

- (a) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- (b) 委託会社は、前(a)の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (c) 前(b)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
- (d) 前(c)の一定期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、当該信託約款の変更をしません。
- (e) 委託会社は、信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(f) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更することがあります。この場合、前(a)から前(e)までの手続きを準用します。

#### c 反対者の買取請求権

信託期間中における信託契約の解約または信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。

#### d 運用報告書

委託会社は、計算期間の末日ごとおよび償還時に、期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成し、信託財産にかかる知られたる受益者に対して交付します。

#### e 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### f 関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結される受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約の期間は、契約締結日から1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月(または1ヵ月)前までに、委託会社および販売会社いずれからも何ら意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

#### (参考)

アイエヌジー・海外債券マザーファンドの運用に関して委託会社と投資顧問会社との間で締結された投資一任契約の有効期間は、無期限とします。ただし、委託会社または投資顧問会社が他方の当事者に対し、30日前までに通知することにより契約を終了することができます。

## 4【受益者の権利等】

信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

### (1) 収益分配金の請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を口数に応じて委託会社に請求する権利を有します。ただし、「一般コース」の場合、収益分配金の請求権は、支払開始日から5年間その支払いを請求しなかったときは、その権利を失い、委託会社が受託銀行から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いします。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

### (2) 償還金の請求権

受益者は、償還金を持分にに応じて委託会社に請求する権利を有します。償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から受益者に支払われます。償還金の請求権は、支払開始日から10年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託銀行から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

### (3) 受益権の換金(一部解約の実行)請求権

受益者は、受益権の一部解約の実行を請求することにより、委託会社に受益権の換金を請求することができます。

(4) 受益権均等分割

受益者は、自己に帰属する受益権の口数に応じて均等に当ファンドの受益権を保有します。

(5) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

### 第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という)に基づいて作成しております。また、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、第27期計算期間(平成25年1月8日から平成25年7月8日まで)の財務諸表について、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

## 1【財務諸表】

## アイエヌジー・グローバルインカムオープン

## (1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第26期計算期間末 (平成25年1月7日現在)	第27期計算期間末 (平成25年7月8日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	1,959,337	949,699
親投資信託受益証券	137,637,823	114,905,906
未収入金	300,000	-
未収利息	3	1
流動資産合計	139,897,163	115,855,606
資産合計	139,897,163	115,855,606
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払金	300,000	-
未払収益分配金	387,323	324,090
未払解約金	858,720	-
未払受託者報酬	37,691	34,717
未払委託者報酬	602,902	555,410
その他未払費用	1,480	1,311
流動負債合計	2,188,116	915,528
負債合計	2,188,116	915,528
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	129,107,827	108,030,188
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	8,601,220	6,909,890
（分配準備積立金）	6,752,973	5,550,741
元本等合計	137,709,047	114,940,078
純資産合計	137,709,047	114,940,078
負債純資産合計	139,897,163	115,855,606

## (2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第26期計算期間		第27期計算期間	
	自	平成24年7月7日 至 平成25年1月7日	自	平成25年1月8日 至 平成25年7月8日
<b>営業収益</b>				
受取利息		23		86
有価証券売買等損益		670,367		768,083
営業収益合計		670,390		768,169
<b>営業費用</b>				
受託者報酬		37,691		34,717
委託者報酬		602,902		555,410
その他費用		1,480		1,311
営業費用合計		642,073		591,438
営業利益		28,317		176,731
経常利益		28,317		176,731
当期純利益		28,317		176,731
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額		19,914		170,805
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		9,310,876		8,601,220
剰余金増加額又は欠損金減少額		23,990		259,106
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		23,990		259,106
剰余金減少額又は欠損金増加額		354,726		1,632,272
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		354,726		1,632,272
分配金		387,323		324,090
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		8,601,220		6,909,890

## ( 3 ) 【注記表】

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
3. その他	当ファンドの計算期間は、前期末及び当期末が休日のため、平成25年1月8日から平成25年7月8日までとなっております。

## (貸借対照表に関する注記)

第26期計算期間末 (平成25年1月7日現在)	第27期計算期間末 (平成25年7月8日現在)
1. 計算期間の末日における受益権の総数 129,107,827 口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 108,030,188 口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.0666 円 (10,000口当たり純資産額 10,666 円)	2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.0640 円 (10,000口当たり純資産額 10,640 円)



## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

第26期計算期間 自 平成24年7月7日 至 平成25年1月7日			第27期計算期間 自 平成25年1月8日 至 平成25年7月8日		
1.当ファンドの主要投資対象である、アイエヌジー・海外債券マザーファンドにおいて、信託財産の運用に係わる権限の全部または一部を委託する為に要する費用			1.当ファンドの主要投資対象である、アイエヌジー・海外債券マザーファンドにおいて、信託財産の運用に係わる権限の全部または一部を委託する為に要する費用		
支払金額		50,884円	支払金額		46,628円
2.分配金の計算過程 計算期末における分配対象金額9,390,370円(10,000口当たり727円)のうち387,323円(10,000口当たり30円)を分配金額としております。			2.分配金の計算過程 計算期末における分配対象金額7,916,072円(10,000口当たり732円)のうち324,090円(10,000口当たり30円)を分配金額としております。		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	634,287円	費用控除後の配当等収益額	A	377,852円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	-円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	-円
収益調整金額	C	2,250,074円	収益調整金額	C	2,041,241円
分配準備積立金額	D	6,506,009円	分配準備積立金額	D	5,496,979円
当ファンドの分配対象収益額	E= A+B+C+D	9,390,370円	当ファンドの分配対象収益額	E= A+B+C+D	7,916,072円
当ファンドの期末残存口数	F	129,107,827口	当ファンドの期末残存口数	F	108,030,188口
10,000口当たりの収益分配対象額	G=E/F × 10,000	727円	10,000口当たりの収益分配対象額	G=E/F × 10,000	732円
10,000口当たりの分配額	H	30円	10,000口当たりの分配額	H	30円
収益分配金金額	I=F × H/10,000	387,323円	収益分配金金額	I=F × H/10,000	324,090円

（金融商品に関する注記）

第26期計算期間(自 平成24年7月7日 至 平成25年1月7日)

## 1. 金融商品の状況に関する事項

### (1)金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に従い、有価証券等の金融商品を主たる投資対象として運用することを目的としております。

### (2)金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク

当ファンドは、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務を保有しております。

保有する有価証券の内容については(3)[注記表]の(その他の注記)2.有価証券関係に記載されております。

これらは、価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク、信用リスク、流動性リスク等を有しております。

### (3)金融商品に係るリスク管理体制

委託会社において、投資リスク管理に関する独立した委員会を設けており、当該委員会でパフォーマンスの分析及び投資リスクの管理を行っております。パフォーマンスの分析では、投資行動及び資金運用がポートフォリオのパフォーマンス実績に与えた影響を定期的に分析し、評価しております。また、投資リスクの管理においては、コンプライアンス・リスクマネジメント部及びCIO(チーフ・インベストメント・オフィサー)が信託約款等の遵守状況、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等をモニターしており、委員会において報告されております。

#### 市場リスクの管理

価格変動リスク、為替変動リスク及び金利変動リスクについては、ファンド商品特性に照らしてポートフォリオにおけるリスクと想定されるリスクとを比較分析することによって管理しております。

#### 信用リスク及び流動性リスクの管理

格付やその他発行体及び取引先に関する情報を収集・分析のうえ、ファンドの商品特性に照らして組入銘柄の信用リスクを管理しております。また、市場流動性の状況を把握し、流動性リスクを管理しております。

### (4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

### (1)貸借対照表計上額、時価及びその差額

当ファンドの保有する金融商品は原則としてすべて時価評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

### (2)時価の算定方法

#### 親投資信託受益証券

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しているため省略しております。

#### コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

第27期計算期間(自 平成25年1月8日 至 平成25年7月8日)

## 1. 金融商品の状況に関する事項

### (1)金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に従い、有価証券等の金融商品を主たる投資対象として運用することを目的としております。

### (2)金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク

当ファンドは、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務を保有しております。

保有する有価証券の内容については(3)[注記表]の(その他の注記)2.有価証券関係に記載されております。

これらは、価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク、信用リスク、流動性リスク等を有しております。

### (3)金融商品に係るリスク管理体制

委託会社において、投資リスク管理に関する独立した委員会を設けており、当該委員会でパフォーマンスの分析及び投資リスクの管理を行っております。パフォーマンスの分析では、投資行動及び資金運用がポートフォリオのパフォーマンス実績に与えた影響を定期的に分析し、評価しております。また、投資リスクの管理においては、コンプライアンス・リスクマネジメント部及びCIO(チーフ・インベストメント・オフィサー)が信託約款等の遵守状況、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等をモニターしており、委員会において報告されております。

#### 市場リスクの管理

価格変動リスク、為替変動リスク及び金利変動リスクについては、ファンド商品特性に照らしてポートフォリオにおけるリスクと想定されるリスクとを比較分析することによって管理しております。

#### 信用リスク及び流動性リスクの管理

格付やその他発行体及び取引先に関する情報を収集・分析のうえ、ファンドの商品特性に照らして組入銘柄の信用リスクを管理しております。また、市場流動性の状況を把握し、流動性リスクを管理しております。

### (4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

### (1) 貸借対照表計上額、時価及びその差額

当ファンドの保有する金融商品は原則としてすべて時価評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

### (2) 時価の算定方法

#### 親投資信託受益証券

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しているため省略しております。

#### コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

### (関連当事者との取引に関する注記)

第26期計算期間 自 平成24年7月7日 至 平成25年1月7日	第27期計算期間 自 平成25年1月8日 至 平成25年7月8日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

### (その他の注記)

#### 1. 元本の移動

第26期計算期間 自 平成24年7月7日 至 平成25年1月7日	第27期計算期間 自 平成25年1月8日 至 平成25年7月8日
期首元本額 133,863,140 円	期首元本額 129,107,827 円
期中追加設定元本額 344,687 円	期中追加設定元本額 3,345,873 円
期中一部解約元本額 5,100,000 円	期中一部解約元本額 24,423,512 円

## 2. 有価証券関係

## 売買目的有価証券

第26期計算期間(自 平成24年7月7日 至 平成25年1月7日)

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に 含まれた評価差額
親投資信託受益証券	603,330
合計	603,330

第27期計算期間(自 平成25年1月8日 至 平成25年7月8日)

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に 含まれた評価差額
親投資信託受益証券	477,387
合計	477,387

## 3. デリバティブ取引関係

第26期計算期間(自 平成24年7月7日 至 平成25年1月7日)

該当事項はありません。

第27期計算期間(自 平成25年1月8日 至 平成25年7月8日)

該当事項はありません。

## (4) 【附属明細表】

## 第1有価証券明細表

株式(平成25年7月8日現在)

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

(平成25年7月8日現在)

種類	通貨	銘柄	口数	評価額
親投資信託受益証券	日本円	アイエヌジー・海外債券マザーファンド	28,535,163	40,243,140
		アイエヌジー・日本債券マザーファンド	43,587,224	56,240,595
		アイエヌジー・短期債券マザーファンド	17,613,703	18,422,171
	合計		89,736,090	114,905,906

## 第2デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## (参考)

当ファンドは「アイエヌジー・海外債券マザーファンド」、「アイエヌジー・日本債券マザーファンド」、「アイエヌジー・短期債券マザーファンド」の受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

尚、同親投資信託の状況は次の通りです。

また、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

## 1. アイエヌジー・海外債券マザーファンド

## (1) 資産・負債の状況

(単位:円)

科目	対象年月日	(平成25年7月8日現在)
		金額
資産の部		
流動資産		
預金		103,648,084
コール・ローン		69,810,504
国債証券		2,905,615,992
派生商品評価勘定		599,560
未収利息		21,263,817
前払費用		9,066,805
流動資産合計		3,110,004,762
資産合計		3,110,004,762
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定		68,622,300
未払金		53,840,077
流動負債合計		122,462,377
負債合計		122,462,377
純資産の部		
元本等		
元本		2,118,367,673
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )		869,174,712
元本等合計		2,987,542,385
純資産合計		2,987,542,385
負債純資産合計		3,110,004,762

## (2)注記表

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	<p>(1)国債証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。</p> <p>(2)外国為替予約取引 計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。</p>
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、我が国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益及び為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。

## (その他の注記)

(平成25年7月8日現在)	
1. 子ファンドの期首 期首元本額 対象期間中の追加設定元本額 対象期間中の一部解約元本額  期末元本額	平成24年7月7日 2,732,172,715円 143,927,898円 757,732,940円  2,118,367,673円
平成25年7月8日現在の元本の内訳	
アイエヌジー・グローバルバランスオープン(安定投資型) アイエヌジー・グローバルバランスオープン(分散投資型) アイエヌジー・グローバルバランスオープン(積極投資型) アイエヌジー・グローバルインカムオープン アイエヌジー・海外債券オープン アイエヌジー・海外債券ファンドVA(適格機関投資家専用) アイエヌジー・グローバルバランスファンドVA(株25型)(適格機関投資家専用) アイエヌジー・グローバルバランスファンドVA(株50型)(適格機関投資家専用) アイエヌジー・グローバルバランスファンドVA(株70型)(適格機関投資家専用)	1,338,953円 6,734,396円 11,196,965円 28,535,163円 109,301,380円 1,555,106,238円 192,720,970円 121,445,768円 91,987,840円
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.4103円 14,103円 )

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

## (3)附属明細表

## 第1有価証券明細表

株式(平成25年7月8日現在)

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

(平成25年7月8日現在)

種類	通貨	銘柄	銘柄数比率	券面総額	評価額	
国債証券	米ドル	US TREASURY N/B		1,520,000.00	1,607,162.88	
		US TREASURY N/B		1,225,000.00	1,271,942.00	
		US TREASURY N/B		1,226,000.00	1,219,103.75	
		US TREASURY N/B		1,095,000.00	1,132,726.03	
		US TREASURY N/B		1,120,000.00	1,118,774.72	
		US TREASURY N/B		878,600.00	841,190.85	
		US TREASURY N/B		847,000.00	841,176.87	
		US TREASURY N/B		504,000.00	698,827.24	
		US TREASURY N/B		518,000.00	588,820.44	
		US TREASURY N/B		524,000.00	536,117.50	
		US TREASURY N/B		522,000.00	494,554.21	
		US TREASURY N/B		446,000.00	420,494.15	
		US TREASURY N/B		277,000.00	308,855.00	
		US TREASURY N/B		220,000.00	288,956.36	
		US TREASURY N/B		220,000.00	263,725.00	
		US TREASURY N/B		136,000.00	131,176.21	
		US TREASURY N/B		53,000.00	74,299.37	
	小計			11,331,600.00	11,837,902.58 (1,199,771,426)	
			銘柄数 :	17		
			組入時価比率 :	40.16%		41.29%
カナダドル	カナダドル	CANADIAN GOVERNMENT		149,000.00	165,390.00	
		CANADIAN GOVERNMENT		126,000.00	150,444.00	
		CANADIAN GOVERNMENT		136,000.00	123,556.00	
		CANADIAN GOVERNMENT		54,000.00	74,078.28	
	小計			465,000.00	513,468.28 (49,221,069)	
		銘柄数 :	4			
		組入時価比率 :	1.65%		1.69%	
メキシコペソ	メキシコペソ	MEX BONOS DESARR FIX RT		900,000.00	987,566.40	
		MEX BONOS DESARR FIX RT		200,000.00	231,073.80	
		MEX BONOS DESARR FIX RT		300,000.00	320,348.10	
		MEX BONOS DESARR FIX RT		500,000.00	519,542.50	
		MEX BONOS DESARR FIX RT		500,000.00	544,117.00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT		500,000.00	588,395.00	
	小計			2,900,000.00	3,191,042.80 (24,794,402)	
		銘柄数 :	6			
		組入時価比率 :	0.83%		0.85%	
ユーロ	ユーロ	BELGIUM KINGDOM		180,000.00	202,995.72	
		BELGIUM KINGDOM		60,000.00	68,171.16	
		BELGIUM KINGDOM		133,000.00	152,964.63	
		BELGIUM KINGDOM		45,000.00	58,012.56	
		BELGIUM KINGDOM		51,000.00	58,489.80	



	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO		139,000.00	145,033.99
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO		480,000.00	488,232.00
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO		169,000.00	183,762.15
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO		215,000.00	235,893.70
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO		40,000.00	39,186.00
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO		105,000.00	105,777.00
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO		101,000.00	111,271.70
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO		36,000.00	38,674.80
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO		55,000.00	50,689.65
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND		320,000.00	346,477.76
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND		245,000.00	274,164.06
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND		86,000.00	99,208.13
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND		250,000.00	285,845.00
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND		423,000.00	414,925.77
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND		96,000.00	139,411.00
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND		130,637.00	189,175.57
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND		115,000.00	115,354.77
	BUNDESSCHATZANWEISUNGEN		922,000.00	923,247.46
	BUONI POLIENNALI DEL TES		205,000.00	212,655.31
	BUONI POLIENNALI DEL TES		273,000.00	296,973.49
	BUONI POLIENNALI DEL TES		109,000.00	115,605.40
	BUONI POLIENNALI DEL TES		332,000.00	346,179.72
	BUONI POLIENNALI DEL TES		405,000.00	405,303.75
	BUONI POLIENNALI DEL TES		170,000.00	177,820.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES		68,000.00	71,414.96
	BUONI POLIENNALI DEL TES		222,000.00	252,087.66
	BUONI POLIENNALI DEL TES		119,000.00	120,423.24
	BUONI POLIENNALI DEL TES		60,000.00	57,495.30
	FRANCE (GOVT OF)		259,000.00	291,790.69
	FRANCE (GOVT OF)		324,000.00	347,874.90
	FRANCE (GOVT OF)		98,000.00	106,771.00
	FRANCE (GOVT OF)		135,000.00	188,441.64
	FRANCE (GOVT OF)		113,000.00	138,899.60
	FRANCE (GOVT OF)		84,000.00	95,014.41
	FRENCH TREASURY NOTE		495,000.00	512,503.69
	FRENCH TREASURY NOTE		527,000.00	546,976.46
	NETHERLANDS GOVERNMENT		640,000.00	663,778.56
	NETHERLANDS GOVERNMENT		70,000.00	81,150.23
	NETHERLANDS GOVERNMENT		94,000.00	108,603.27
	NETHERLANDS GOVERNMENT		60,000.00	58,762.20
	NETHERLANDS GOVERNMENT		50,000.00	60,758.40
	REPUBLIC OF AUSTRIA		223,000.00	261,771.89
	REPUBLIC OF AUSTRIA		55,000.00	69,961.10
	REPUBLIC OF AUSTRIA		58,000.00	71,489.06
小計			9,644,637.00	10,387,470.31 (1,350,267,265)
	銘柄数：	49		
	組入時価比率：	45.20%		46.47%
英債券	UK TSY		280,000.00	308,634.48
	UK TSY		229,000.00	236,944.92
	UK TSY		180,000.00	210,524.04
	UK TSY		154,000.00	188,901.16
	UK TSY		189,000.00	177,667.56

		UK TSY		141,000.00	159,187.59
		UK TSY		140,000.00	143,676.26
		UK TSY		115,000.00	107,261.65
		UK TSY		26,000.00	35,490.39
	小計			1,454,000.00	1,568,288.05 (236,403,740)
		銘柄数：	9		
		組入時価比率：	7.91%		8.14%
	オーストラリアドル	AUSTRALIAN GOVERNMENT		138,000.00	151,814.35
		AUSTRALIAN GOVERNMENT		130,000.00	135,806.58
		AUSTRALIAN GOVERNMENT		103,000.00	118,548.36
		AUSTRALIAN GOVERNMENT		56,000.00	61,628.22
		AUSTRALIAN GOVERNMENT		28,000.00	24,657.13
	小計			455,000.00	492,454.64 (45,158,090)
		銘柄数：	5		
		組入時価比率：	1.51%		1.56%
	合計				2,905,615,992 (2,905,615,992)

(注) 通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額であります。

(注) 小計・合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(注) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

## 第2デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

デリバティブ取引(平成25年7月8日現在)

該当事項はありません。

為替予約取引(平成25年7月8日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外 の取引	為替予約取引 売建				
	米ドル	1,184,235,740	-	1,226,214,000	41,978,260
	カナダドル	53,010,000	-	54,594,600	1,584,600
	メキシコペソ	25,031,580	-	26,272,500	1,240,920
	ユーロ	1,341,648,000	-	1,364,895,000	23,247,000
	英ポンド	250,744,960	-	250,145,400	599,560
	オーストラリアドル	45,188,480	-	45,760,000	571,520
	合計	2,899,858,760	-	2,967,881,500	68,022,740

(注)時価の算定方法

為替予約取引

(1) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日(以下、「当該日」といいます。)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

(イ) 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

(ロ) 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

(2) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

## 2. アイエヌジー・日本債券マザーファンド

## (1) 資産・負債の状況

(単位:円)

科目	対象年月日	(平成25年7月8日現在)
		金額
資産の部		
流動資産		
コール・ローン		5,471,938,725
国債証券		249,713,896,000
特殊債券		17,276,069,800
社債券		25,306,868,480
未収入金		4,067,360,000
未収利息		373,804,086
前払費用		203,481,433
流動資産合計		302,413,418,524
資産合計		302,413,418,524
負債の部		
流動負債		
未払金		5,230,100,000
流動負債合計		5,230,100,000
負債合計		5,230,100,000
純資産の部		
元本等		
元本		230,316,366,105
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )		66,866,952,419
元本等合計		297,183,318,524
純資産合計		297,183,318,524
負債純資産合計		302,413,418,524

## (2)注記表

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.運用資産の評価基準及び評価方法	国債証券、特殊債券及び社債券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
2.費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。

## (その他の注記)

(平成25年7月8日現在)		
1.	子ファンドの期首	平成24年7月7日
	期首元本額	212,483,406,486円
	対象期間中の追加設定元本額	38,548,888,554円
	対象期間中の一部解約元本額	20,715,928,935円
	期末元本額	230,316,366,105円
	平成25年7月8日現在の元本の内訳	
	アイエヌジー・グローバルバランスオープン(安定投資型)	2,489,448円
	アイエヌジー・グローバルバランスオープン(分散投資型)	11,850,299円
	アイエヌジー・グローバルバランスオープン(積極投資型)	11,265,306円
	アイエヌジー・グローバルインカムオープン	43,587,224円
	アイエヌジー・日本債券オープン	1,744,372,517円
	アイエヌジー・日本債券ファンドVA(適格機関投資家専用)	124,591,917,502円
	アイエヌジー・グローバルバランスファンドVA(株25型)(適格機関投資家専用)	357,489,887円
	アイエヌジー・グローバルバランスファンドVA(株50型)(適格機関投資家専用)	211,973,946円
	アイエヌジー・グローバルバランスファンドVA(株70型)(適格機関投資家専用)	92,323,621円
	アイエヌジー・日本債券ファンドVA2(適格機関投資家専用)	72,446,169,421円
	ING日本債券ファンド(適格機関投資家専用)	2,311,161,914円
	アイエヌジー・日本債券ファンドVA3(適格機関投資家専用)	28,491,765,020円
2.	計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
	1口当たり純資産額	1.2903円
	(1万口当たり純資産額	12,903円 )

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

## (3) 附属明細表

## 第1有価証券明細表

株式(平成25年7月8日現在)

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

(平成25年7月8日現在)

種類	通貨	銘柄	銘柄数比率	券面総額	評価額
国債証券	日本円	第123回利付国債(20年)		12,000,000,000	12,897,480,000
		第313回利付国債(10年)		12,000,000,000	12,502,680,000
		第312回利付国債(10年)		12,000,000,000	12,424,560,000
		第133回利付国債(20年)		12,000,000,000	12,219,960,000
		第325回利付国債(2年)		12,000,000,000	11,997,120,000
		第327回利付国債(2年)		12,000,000,000	11,996,760,000
		第116回利付国債(20年)		10,500,000,000	11,535,090,000
		第310回利付国債(10年)		11,000,000,000	11,253,000,000
		第36回利付国債(30年)		10,000,000,000	10,290,700,000
		第318回利付国債(10年)		10,000,000,000	10,173,400,000
		第323回利付国債(2年)		10,000,000,000	9,997,800,000
		第328回利付国債(2年)		10,000,000,000	9,997,200,000
		第106回利付国債(5年)		10,000,000,000	9,975,000,000
		第105回利付国債(5年)		8,000,000,000	7,987,440,000
		第140回利付国債(20年)		8,000,000,000	7,965,360,000
		第145回利付国債(20年)		8,000,000,000	7,934,960,000
		第87回利付国債(5年)		7,000,000,000	7,038,920,000
		第130回利付国債(20年)		6,000,000,000	6,125,940,000
		第39回利付国債(30年)		6,000,000,000	6,022,980,000
		第326回利付国債(2年)		6,000,000,000	5,998,440,000
		第101回利付国債(20年)		5,000,000,000	5,727,950,000
		第269回利付国債(10年)		5,000,000,000	5,099,650,000
		第320回利付国債(10年)		5,000,000,000	5,081,100,000
		第107回利付国債(5年)		5,000,000,000	4,982,400,000
		第139回利付国債(20年)		5,000,000,000	4,907,250,000
		第128回利付国債(20年)		4,500,000,000	4,678,425,000
		第129回利付国債(20年)		3,500,000,000	3,585,085,000
		第112回利付国債(20年)		3,000,000,000	3,278,010,000
		第125回利付国債(20年)		2,000,000,000	2,174,460,000
		第114回利付国債(20年)		2,000,000,000	2,172,620,000
		第315回利付国債(10年)		2,000,000,000	2,067,480,000
		第321回利付国債(2年)		2,000,000,000	1,999,860,000
		第126回利付国債(20年)		1,500,000,000	1,584,915,000
		第135回利付国債(20年)		1,500,000,000	1,500,000,000
		第4回利付国債(30年)		1,000,000,000	1,196,160,000
		第111回利付国債(20年)		1,000,000,000	1,107,160,000
		第265回利付国債(10年)		1,000,000,000	1,020,000,000
		第64回利付国債(20年)		200,000,000	219,808,000
		第58回利付国債(20年)		200,000,000	218,658,000
		第43回利付国債(20年)		100,000,000	114,736,000
第68回利付国債(20年)		100,000,000	113,011,000		
第47回利付国債(20年)		100,000,000	110,737,000		
第53回利付国債(20年)		100,000,000	110,547,000		
第52回利付国債(20年)		100,000,000	110,428,000		
第55回利付国債(20年)		100,000,000	109,845,000		
第63回利付国債(20年)		100,000,000	108,811,000		

	小計		46	243,600,000,000	249,713,896,000
		銘柄数： 組入時価比率：	84.03%		85.43%
特殊債券	日本円	い第709号農林債 第144号商工債(3年) 第143号商工債(3年) 第140号商工債(3年) 第154号商工債(3年) 第243回信金中金債(5年) 第155号商工債(3年) い第714号農林債 い第719号農林債 い第725号農林債 第136号商工債(3年) 第138号商工債(3年) 第147号商工債(3年) い第713号農林債 第139号商工債(3年)		1,120,000,000 2,000,000,000 1,500,000,000 1,500,000,000 1,500,000,000 1,200,000,000 1,200,000,000 1,000,000,000 1,000,000,000 1,000,000,000 1,000,000,000 1,000,000,000 1,000,000,000 1,000,000,000 600,000,000 600,000,000	1,130,404,800 2,002,940,000 1,502,085,000 1,501,740,000 1,498,920,000 1,209,708,000 1,198,968,000 1,009,350,000 1,008,250,000 1,003,320,000 1,002,120,000 1,001,620,000 1,001,520,000 604,446,000 600,678,000
	小計	銘柄数： 組入時価比率：	15 5.81%	17,220,000,000	17,276,069,800
社債券	日本円	第408回九州電力株式会社社債(一般担保付) 第478回関西電力株式会社社債(一般担保付) 第467回東北電力株式会社社債(一般担保付) 第475回関西電力株式会社社債(一般担保付) 第18回株式会社みずほコーポレート銀行無担保社債 第26回株式会社みずほコーポレート銀行無担保社債 第20回株式会社みずほコーポレート銀行無担保社債 第460回関西電力株式会社社債(一般担保付) 第410回九州電力株式会社社債(一般担保付) 第477回関西電力株式会社社債(一般担保付) 第479回関西電力株式会社社債(一般担保付) 第487回関西電力株式会社社債(一般担保付) 第19回株式会社みずほコーポレート銀行無担保社債 第419回九州電力株式会社社債(一般担保付) 第389回九州電力株式会社社債(一般担保付) 第474回関西電力株式会社社債(一般担保付)		2,500,000,000 2,200,000,000 2,100,000,000 2,000,000,000 2,000,000,000 1,600,000,000 1,500,000,000 1,000,000,000 1,000,000,000 1,000,000,000 1,000,000,000 1,000,000,000 1,000,000,000 900,000,000 700,000,000 600,000,000 500,000,000	2,591,225,000 2,213,772,000 2,078,580,000 2,026,340,000 2,014,840,000 1,610,784,000 1,511,925,000 1,035,680,000 1,016,390,000 1,004,400,000 1,002,920,000 998,500,000 906,390,000 700,903,000 624,522,000 513,015,000

	第473回関西電力株式会社社債(一般担保付)		500,000,000	512,895,000
	第409回九州電力株式会社社債(一般担保付)		500,000,000	512,325,000
	第459回東北電力株式会社社債(一般担保付)		500,000,000	502,480,000
	第299回北海道電力株式会社社債(一般担保付)		500,000,000	501,185,000
	第277回北海道電力株式会社社債(一般担保付)		400,000,000	401,648,000
	第483回中部電力株式会社社債(一般担保付)		300,000,000	304,257,000
	第382回東北電力株式会社社債(一般担保付)		191,000,000	207,861,480
	第448回東北電力株式会社社債(一般担保付)		200,000,000	206,538,000
	第488回関西電力株式会社社債(一般担保付)		200,000,000	199,620,000
	第408回中部電力株式会社社債(一般担保付)		100,000,000	107,873,000
小計			24,991,000,000	25,306,868,480
	銘柄数:	26		
	組入時価比率:	8.52%		8.66%
合計				292,296,834,280

(注) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

## 第2デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。



## 3. アイエヌジー・短期債券マザーファンド

## (1) 資産・負債の状況

(単位:円)

科目	対象年月日	(平成25年7月8日現在)
		金額
資産の部		
流動資産		
金銭信託		880,771
コール・ローン		229,905,983
国債証券		799,891,601
地方債証券		327,506,752
特殊債券		300,981,298
社債券		682,732,768
未収利息		2,123,436
前払費用		2,450,543
流動資産合計		2,346,473,152
資産合計		2,346,473,152
負債の部		
流動負債		
未払金		99,977,000
流動負債合計		99,977,000
負債合計		99,977,000
純資産の部		
元本等		
元本		2,147,980,371
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )		98,515,781
元本等合計		2,246,496,152
純資産合計		2,246,496,152
負債純資産合計		2,346,473,152

## (2)注記表

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.運用資産の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券及び社債券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価して おります。
2.費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。

## (その他の注記)

(平成25年7月8日現在)		
1.	子ファンドの期首	平成24年7月7日
	期首元本額	2,076,383,422円
	対象期間中の追加設定元本額	150,442,566円
	対象期間中の一部解約元本額	78,845,617円
	期末元本額	2,147,980,371円
	平成25年7月8日現在の元本の内訳	
	アイエヌジー・グローバルバランスオープン(安定投資型)	1,898,023円
	アイエヌジー・グローバルバランスオープン(分散投資型)	6,723,826円
	アイエヌジー・グローバルバランスオープン(積極投資型)	7,232,379円
	アイエヌジー・グローバルインカムオープン	17,613,703円
	ING・アジア・ハイ・イールド債券ファンド 日本円コース(毎月分配型)	10,533,421円
	ING・アジア・ハイ・イールド債券ファンド 米ドルコース(毎月分配型)	1,339,221円
	アイエヌジー・グローバルバランスファンドVA(株25型)(適格機関投資家専用)	273,307,282円
	アイエヌジー・グローバルバランスファンドVA(株50型)(適格機関投資家専用)	120,283,802円
	アイエヌジー・グローバルバランスファンドVA(株70型)(適格機関投資家専用)	59,613,798円
	アイエヌジー・マネープールVA(適格機関投資家専用)	1,649,434,916円
2.	計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
	1口当たり純資産額	1.0459円
	(1万口当たり純資産額	10,459円 )

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

## (3)附属明細表

## 第1有価証券明細表

株式(平成25年7月8日現在)

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

(平成25年7月8日現在)

種類	通貨	銘柄	銘柄数比率	券面総額	評価額
国債証券	日本円	第365回国庫短期証券		150,000,000	149,986,578
		第370回国庫短期証券		150,000,000	149,981,100
		第343回国庫短期証券		100,000,000	99,993,749
		第363回国庫短期証券		100,000,000	99,993,140
		第372回国庫短期証券		100,000,000	99,984,902
		第378回国庫短期証券		100,000,000	99,977,000
		第357回国庫短期証券		100,000,000	99,975,132
	小計			800,000,000	799,891,601
		銘柄数 :	7		
		組入時価比率 :	35.61%		37.89%
地方債証券	日本円	第602回東京都公募公債		100,000,000	100,370,248
		第258回大阪府公募公債(10年)		100,000,000	100,320,644
		第5回共同発行市場公募地方債		52,000,000	52,050,120
		平成20年度第4回横浜市公債「ハマ債5」		33,320,000	33,501,465
		第6回かながわ県民債(3年)		21,200,000	21,200,894
		平成15年度第4回札幌市公募公債		20,000,000	20,063,381
	小計			326,520,000	327,506,752
		銘柄数 :	6		
		組入時価比率 :	14.58%		15.51%
特殊債券	日本円	第20回道路債券		100,000,000	100,294,240
		い第704号農林債		100,000,000	100,626,410
		い第698号商工債		100,000,000	100,060,648
	小計			300,000,000	300,981,298
		銘柄数 :	3		
		組入時価比率 :	13.40%		14.26%
社債券	日本円	第91回東武鉄道株式会社無担保社債		18,000,000	18,030,741
		第454回関西電力株式会社社債(一般担保付)		100,000,000	100,917,037
		第282回北海道電力株式会社社債(一般担保付)		100,000,000	100,529,547
		第4回電源開発株式会社無担保社債		100,000,000	100,484,688
		第374回九州電力株式会社社債(一般担保付)		100,000,000	100,259,552
		第359回中国電力株式会社社債(一般担保付)		100,000,000	100,217,432
		第52回小田急電鉄株式会社無担保社債		100,000,000	100,008,100
		第444回東北電力株式会社社債(一般担保付)		42,000,000	42,089,499
		第275回四国電力株式会社社債(一般担保付)		20,200,000	20,196,172
		小計			680,200,000
			銘柄数 :	9	

		組入時価比率：	30.39%		32.34%
	合計				2,111,112,419

(注) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

#### 第2デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】平成25年8月30日

資産総額	115,866,678円
負債総額	150,174円
純資産総額（ - ）	115,716,504円
発行済数量（口）	108,308,681口
1単位当たり純資産総額（ / ）	1.0684円

(参考)

「アイエヌジー・海外債券マザーファンド」の純資産額計算書

資産総額	2,871,651,582円
負債総額	22,612,156円
純資産総額（ - ）	2,849,039,426円
発行済数量（口）	2,021,169,663口
1単位当たり純資産総額（ / ）	1.4096円

「アイエヌジー・日本債券マザーファンド」の純資産額計算書

資産総額	299,451,458,098円
負債総額	3,197,320,000円
純資産総額（ - ）	296,254,138,098円
発行済数量（口）	226,990,080,733口
1単位当たり純資産総額（ / ）	1.3051円

「アイエヌジー・短期債券マザーファンド」の純資産額計算書

資産総額	2,216,204,746円
負債総額	- 円
純資産総額（ - ）	2,216,204,746円
発行済数量（口）	2,118,526,451口
1単位当たり純資産総額（ / ）	1.0461円

## 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

## (1) 投資信託受益証券の名義書換の事務等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

## (2) 受益者名簿

作成しません。

(3) 受益者に対する特典

ありません。

(4) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請がある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(6) 受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(7) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

(8) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

## 第二部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

##### (1) 資本金の額（平成25年8月末現在）

資本金の額：4億8,000万円

会社が発行する株式総数：19,980株

発行済株式総数：9,350株

会社設立後の資本金の額の増減：

設立	平成11年9月8日	資本金2億5,000万円
	平成12年7月14日	資本金4億9,950万円に増資
	平成13年4月27日	資本金8億3,500万円に増資
	平成14年11月12日	資本金9億3,500万円に増資
	平成19年5月2日	資本金4億8,000万円に減資

##### (2) 委託会社の機構

会社の意思決定機構

業務遂行上の重要な事項は取締役会の決議をもって決定します。

3名以上10名以内の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任は、発行済株式数の過半数を有する株主が出席し、その株主の議決権の過半数の賛成をもってこれを行い、累積投票によらないものとしします。

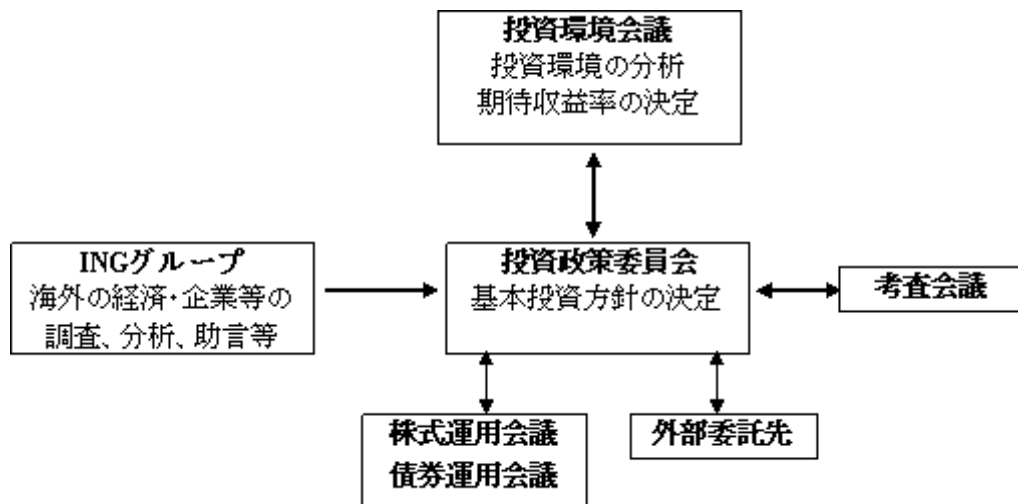
取締役の任期は、就任後2年以内の最初の決算期に関する株主総会の終結のときまでとし、補欠または増員により選任された取締役の任期は、前任者または現任者の残任期間と同一とします。

取締役会はその決議により、取締役の中から1名以上の代表取締役を選任します。また、取締役の中から取締役会長、取締役社長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役を選任することができます。

取締役会は、社長が招集し、議長となります。社長がこれを招集することができないときは、あらかじめ取締役会の決議により定められた順序にしたがい、他の取締役がこれにあたります。取締役の招集通知は3日前までに発送します。また取締役および監査役的全員の同意があるときは、招集通知を省略し、またはこの招集期間を短縮することができます。

取締役会は、法令または定款に定める事項、その他当会社の重要な業務について決定します。取締役会の議決は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数の賛成により採択されます。なお、取締役の全員が、取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意し、監査役が異議を述べなかったときは、決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなします。

## 運用体制



## 2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として投資運用業を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業および第一種金融商品取引業を行っています。平成25年8月末現在委託会社の運用する証券投資信託は次の通りです。ただし、親投資信託を除きます。

種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	44	396,242
合計	44	396,242



### 3【委託会社等の経理状況】

(1) 委託会社であるアイエヌジー投信株式会社（以下「委託会社」という）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という）ならびに同規則第2条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

(2) 法令の規定に基づき、委託会社の前事業年度及び当事業年度の財務諸表については新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

## ( 1 ) 【貸借対照表】

期別	第13期 (平成24年3月31日)			第14期 (平成25年3月31日)		
	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
(資産の部)	千円	千円	%	千円	千円	%
流動資産						
現金・預金		2,146,096			2,343,378	
立替金		293			582	
未収委託者報酬		214,092			234,448	
未収運用受託報酬		140,409			209,483	
未収投資助言報酬		4,821			677	
その他の未収収益		88,646			93,463	
前払費用		23,965			20,457	
繰延税金資産		27,234			27,899	
流動資産計		2,645,561	96.2		2,930,390	96.7
固定資産						
有形固定資産 1		39,013			37,451	
建物附属設備	24,767			22,535		
器具備品	13,743			9,475		
リース資産	502			5,440		
無形固定資産		3,002			971	
ソフトウェア	3,002			971		
投資その他の資産		63,598			61,049	
長期差入保証金	63,598			61,049		
固定資産計		105,614	3.8		99,472	3.3
資産合計		2,751,175	100.0		3,029,862	100.0

期別	第13期 (平成24年3月31日)			第14期 (平成25年3月31日)		
	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
(負債の部)	千円	千円	%	千円	千円	%
流動負債						
未払手数料		33,002			39,257	
未払投資顧問料		48,080			47,742	
未払投資助言料		1,774			1,389	
未払金		57,916			126,377	
未払費用		14,753			15,842	
リース債務		1,638			1,511	
未払法人税等		88,905			89,945	
未払消費税等		6,211			16,177	
預り金		53,385			42,284	
賞与引当金		37,902			42,406	
役員賞与引当金		20,819			21,395	
流動負債計		364,389	13.2		444,330	14.7
固定負債						
リース債務		138			5,317	
役員長期賞与引当金		597			1,409	
退職給付引当金		301,130			343,232	
役員退職慰労引当金		42,265			54,238	
固定負債計		344,131	12.5		404,198	13.3
負債合計		708,521	25.8		848,528	28.0
科目	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
(純資産の部)	千円	千円	%	千円	千円	%
株主資本						
資本金		480,000	17.4		480,000	15.8
資本剰余金						
資本準備金	1,390,000			1,390,000		
資本剰余金計		1,390,000	50.5		1,390,000	45.9
利益剰余金						
その他利益剰余金						
繰越利益剰余金	172,654			311,334		
利益剰余金計		172,654	6.3		311,334	10.3
株主資本合計		2,042,654	74.2		2,181,334	72.0
純資産合計		2,042,654	74.2		2,181,334	72.0
負債純資産合計		2,751,175	100.0		3,029,862	100.0

## （ 2 ） 【損益計算書】

	第13期 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)			第14期 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)		
	内訳	金額	百分比	内訳	金額	百分比
	千円	千円	%	千円	千円	%
営業収益						
委託者報酬	696,270			773,696		
運用受託報酬	1,050,709			994,424		
投資助言報酬	25,306			2,362		
その他営業収益	346,668			314,463		
営業収益計		2,118,956	100.0		2,084,947	100.0
営業費用						
支払手数料		117,798			155,568	
支払投資顧問料		166,976			161,369	
支払投資助言料		1,774			4,810	
広告宣伝費		2,140			664	
調査費		126,188			127,728	
調査費	125,446			126,929		
図書費	742			799		
委託計算費		48,550			49,953	
業務委託費		6,304			6,284	
営業雑経費		36,739			38,819	
通信費	4,594			4,399		
印刷費	17,919			21,688		
協会費	6,108			6,389		
諸会費	1,328			1,455		
その他営業費用	6,787			4,887		
営業費用計		506,473	23.9		545,199	26.1
一般管理費						
給料		794,485			822,854	
役員報酬	62,901			62,901		
給料・手当	584,955			610,771		
賞与	85,056			82,500		
賞与引当金繰入額	32,148			42,406		
役員賞与	18,332			11,278		
役員賞与引当金繰入額	11,092			12,996		
福利厚生費		120,834			122,444	
交際費		2,311			3,430	
寄付金		2,820			-	
旅費交通費		8,074			9,971	
租税公課		7,941			10,450	
不動産賃借料		84,289			72,464	
退職給付費用		81,313			68,964	

	第13期 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)			第14期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)		
	内訳	金額	百分比	内訳	金額	百分比
	千円	千円	%	千円	千円	%
役員退職慰労引当金繰入額		12,410			11,973	
固定資産減価償却費		16,357			16,967	
経営指導料		183,734			-	
監査費用		21,186			21,729	
諸経費		54,762			90,724	
一般管理費計		1,390,524	65.6		1,251,975	60.0
営業利益		221,958	10.5		287,772	13.8
営業外収益						
受取利息	328			419		
受取配当金	120			134		
為替換算差益	-			8,954		
訴訟和解損失引当金戻入額	900			-		
雑益	35			950		
営業外収益計		1,384	0.1		10,458	0.5
営業外費用						
支払利息	66			136		
為替換算差損	5,375			-		
有価証券売却損	-			31		
雑損失	-			48		
営業外費用計		5,442	0.3		216	0.0
経常利益		217,901	10.3		298,015	14.3
特別利益						
リース債務解約益	-			1,235		
固定資産受贈益	-			535		
特別利益計		-	0.0		1,770	0.1
特別損失						
固定資産除却損 1	6,701			228		
リース資産除却損	-			334		
調停和解金	2,500			-		
特別退職金 2	-			11,556		
特別損失計		9,201	0.4		12,119	0.6
税引前当期純利益		208,699	9.8		287,666	13.8
法人税、住民税及び事業税		119,920	5.7		149,650	7.2
法人税等調整額		4,876	0.2		664	0.0
当期純利益		83,903	4.0		138,680	6.7

## （ 3 ） 【株主資本等変動計算書】

（単位：千円）

	第13期 （自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日）	第14期 （自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日）
株主資本		
資本金		
当期首残高	480,000	480,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	480,000	480,000
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	1,390,000	1,390,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	1,390,000	1,390,000
資本剰余金合計		
当期首残高	1,390,000	1,390,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	1,390,000	1,390,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	88,750	172,654
当期変動額		
当期純利益	83,903	138,680
当期変動額合計	83,903	138,680
当期末残高	172,654	311,334
利益剰余金合計		
当期首残高	88,750	172,654
当期変動額		
当期純利益	83,903	138,680
当期変動額合計	83,903	138,680
当期末残高	172,654	311,334
株主資本合計		
当期首残高	1,958,750	2,042,654
当期変動額		
当期純利益	83,903	138,680
当期変動額合計	83,903	138,680
当期末残高	2,042,654	2,181,334
純資産合計		
当期首残高	1,958,750	2,042,654
当期変動額		
当期純利益	83,903	138,680
株主資本以外の項目の当期変動額 （純額）	-	-
当期変動額合計	83,903	138,680
当期末残高	2,042,654	2,181,334

## 重要な会計方針

### 1．固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産

##### (イ) リース資産以外の有形固定資産

定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備	8～15年
器具備品	5～8年

##### (ロ) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する方法によっております。

#### (2) 無形固定資産

定額法により償却しております。なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。

### 2．引当金の計上基準

#### (1) 賞与引当金

従業員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額の当期負担分を計上しております。

#### (2) 役員賞与引当金

役員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額の当期負担分を計上しております。

#### (3) 役員長期賞与引当金

役員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額の当期負担分を計上しております。

#### (4) 退職給付引当金

従業員の退職金支給に充てるため、退職給付会計に関する実務指計（中間報告）（日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第13号）に定める簡便法（退職金規程等にもとづく期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により計上しております。

#### (5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

### 3．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

(1) 外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

### 4．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

#### (1) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

## 会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更

### （減価償却方法の変更）

当社は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

これにより、従来の方法に比べて、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益がそれぞれ791千円増加しております。



## 注記事項

## （貸借対照表関係）

第13期 （平成24年3月31日現在）		第14期 （平成25年3月31日現在）	
1	有形固定資産の減価償却累計額	1	有形固定資産の減価償却累計額
	建物附属設備 40,865千円		建物附属設備 46,080千円
	器具備品 32,989千円		器具備品 34,304千円
	リース資産 6,917千円		リース資産 1,978千円

## （損益計算書関係）

第13期 自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日		第14期 自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日	
1	固定資産除却損の内容は次のとおりであります。	1	固定資産除却損の内容は次のとおりであります。
	建物附属設備 2,590千円		器具備品 228千円
	器具備品 4,110千円		
		2	特別退職金は、日本株式運用部の解散に伴う割増退職金であります。

## （株主資本等変動計算書関係）

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

第13期（自平成23年4月1日至平成24年3月31日）

株式の種類	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
普通株式	9,350	-	-	9,350

第14期（自平成24年4月1日至平成25年3月31日）

株式の種類	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
普通株式	9,350	-	-	9,350

## （リース取引関係）

## 1. 所有権移転外ファイナンス・リース取引

## (1) リース資産の内容

有形固定資産

総務部が主管するコピー機及びファックスであります。

## (2) リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針 「1. 固定資産の減価償却の方法」 に記載の通りであります。

## （金融商品に関する注記）

## 1. 金融商品の状況に関する事項

## (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業、第一種金融商品取引業及び第二種金融商品取引業を行っており、手数料収入から生じる余資運用については短期的な預金等に限定しております。積極的な運用は行っていないため特に資金調達は行っておりません。またデリバティブ等の投機的な取引は行わない方針であります。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から支払われる委託者に対する報酬の未払い金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されていることから信用リスクはほとんどないものと認識しております。また営業債権である未収運用受託報酬とその他未収収益の基礎となる預かり資産は、投資顧問業法に基づき受託銀行の固有財産と分別管理されており、未収運用受託報酬とその他未収収益は当該信託財産の負債項目に計上されていることから信用リスクはほとんどないものと認識しております。

国外拠点に対する外貨建ての債権債務に関しては、決済日から決済されるまで最長6ヶ月間の為替変動によるリスクに晒されております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

前事業年度末（平成24年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	2,146,096	2,146,096	-
(2) 未収委託者報酬	214,092	214,092	-
(3) 未収運用受託報酬	140,409	140,409	-
(4) その他未収収益	88,646	88,646	-

## (注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬、ならびに(4) その他未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

## (注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超
(1) 現金・預金	2,146,096	-
(2) 未収委託者報酬	214,092	-
(3) 未収運用受託報酬	140,409	-
(4) その他未収収益	88,646	-
合計	2,589,245	-

当事業年度末（平成25年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	2,343,378	2,343,378	-
(2) 未収委託者報酬	234,448	234,448	-
(3) 未収運用受託報酬	209,483	209,483	-
(4) その他未収収益	93,463	93,463	-

## (注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬、ならびに(4) その他未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超
(1) 現金・預金	2,343,378	-
(2) 未収委託者報酬	234,448	-
(3) 未収運用受託報酬	209,483	-
(4) その他未収収益	93,463	-
合計	2,880,772	-

(有価証券関係)

## 1. 事業年度中に売却したその他有価証券

当事業年度末（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）

区分	売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
投資信託	7,956	-	31
合計	7,956	-	31

(退職給付関係)

## 1. 当社の退職給付制度

当社は確定給付型の制度として、会社設立時より退職一時金制度を設けております。

## 2. 退職給付債務に関する事項

退職金規程等にもとづく自己都合による期末要支給額を退職給付引当金として計上しております。

## 3. 退職給付費用に関する事項

第13期 自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日		第14期 自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日	
退職給付費用	81,313千円	退職給付費用	68,964千円

(税効果関係)

第13期 (平成24年3月31日現在)		第14期 (平成25年3月31日現在)	
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
賞与引当金	14,406千円	賞与引当金	16,118千円
退職給付引当金	109,257	退職給付引当金	123,873
役員退職慰労引当金	15,334	役員退職慰労引当金	19,574
未払費用	5,607	未払費用	6,021
未払事業税	7,220	未払事業税	5,758
資産除去債務	1,769	資産除去債務	2,221
その他	130	その他	130
繰延税金資産小計	153,727	繰延税金資産小計	173,699
評価性引当額	126,492	評価性引当額	145,800
繰延税金資産合計	27,234	繰延税金資産合計	27,899
繰延税金資産の純額	27,234	繰延税金資産の純額	27,899

第13期 (平成24年3月31日現在)	第14期 (平成25年3月31日現在)																																																																																
<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主要な項目別内訳</p> <table style="width: 100%; margin-left: 20px;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">(%)</td> <td></td> <td style="text-align: right;">(%)</td> </tr> <tr> <td>法定実効税率</td> <td style="text-align: right;">40.7</td> <td>法定実効税率</td> <td style="text-align: right;">38.0</td> </tr> <tr> <td>(調整)</td> <td></td> <td>(調整)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>評価性引当額の増加</td> <td style="text-align: right;">13.1</td> <td>評価性引当額の増加</td> <td style="text-align: right;">7.3</td> </tr> <tr> <td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">10.3</td> <td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">4.7</td> </tr> <tr> <td>住民税均等割</td> <td style="text-align: right;">1.1</td> <td>住民税均等割</td> <td style="text-align: right;">0.8</td> </tr> <tr> <td>前期確定申告差異</td> <td style="text-align: right;">3.3</td> <td>前期確定申告差異</td> <td style="text-align: right;">0.2</td> </tr> <tr> <td>税率変更による期末繰延税金資産の減額修正</td> <td style="text-align: right;">0.9</td> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">0.6</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">0.4</td> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right;">51.7</td> </tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">63.1</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		(%)		(%)	法定実効税率	40.7	法定実効税率	38.0	(調整)		(調整)		評価性引当額の増加	13.1	評価性引当額の増加	7.3	交際費等永久に損金に算入されない項目	10.3	交際費等永久に損金に算入されない項目	4.7	住民税均等割	1.1	住民税均等割	0.8	前期確定申告差異	3.3	前期確定申告差異	0.2	税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	0.9	その他	0.6	その他	0.4	税効果会計適用後の法人税等の負担率	51.7	税効果会計適用後の法人税等の負担率	63.1			<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主要な項目別内訳</p> <table style="width: 100%; margin-left: 20px;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">(%)</td> <td></td> <td style="text-align: right;">(%)</td> </tr> <tr> <td>法定実効税率</td> <td style="text-align: right;">40.7</td> <td>法定実効税率</td> <td style="text-align: right;">38.0</td> </tr> <tr> <td>(調整)</td> <td></td> <td>(調整)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>評価性引当額の増加</td> <td style="text-align: right;">13.1</td> <td>評価性引当額の増加</td> <td style="text-align: right;">7.3</td> </tr> <tr> <td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">10.3</td> <td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">4.7</td> </tr> <tr> <td>住民税均等割</td> <td style="text-align: right;">1.1</td> <td>住民税均等割</td> <td style="text-align: right;">0.8</td> </tr> <tr> <td>前期確定申告差異</td> <td style="text-align: right;">3.3</td> <td>前期確定申告差異</td> <td style="text-align: right;">0.2</td> </tr> <tr> <td>税率変更による期末繰延税金資産の減額修正</td> <td style="text-align: right;">0.9</td> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">0.6</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">0.4</td> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right;">51.7</td> </tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">63.1</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		(%)		(%)	法定実効税率	40.7	法定実効税率	38.0	(調整)		(調整)		評価性引当額の増加	13.1	評価性引当額の増加	7.3	交際費等永久に損金に算入されない項目	10.3	交際費等永久に損金に算入されない項目	4.7	住民税均等割	1.1	住民税均等割	0.8	前期確定申告差異	3.3	前期確定申告差異	0.2	税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	0.9	その他	0.6	その他	0.4	税効果会計適用後の法人税等の負担率	51.7	税効果会計適用後の法人税等の負担率	63.1		
	(%)		(%)																																																																														
法定実効税率	40.7	法定実効税率	38.0																																																																														
(調整)		(調整)																																																																															
評価性引当額の増加	13.1	評価性引当額の増加	7.3																																																																														
交際費等永久に損金に算入されない項目	10.3	交際費等永久に損金に算入されない項目	4.7																																																																														
住民税均等割	1.1	住民税均等割	0.8																																																																														
前期確定申告差異	3.3	前期確定申告差異	0.2																																																																														
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	0.9	その他	0.6																																																																														
その他	0.4	税効果会計適用後の法人税等の負担率	51.7																																																																														
税効果会計適用後の法人税等の負担率	63.1																																																																																
	(%)		(%)																																																																														
法定実効税率	40.7	法定実効税率	38.0																																																																														
(調整)		(調整)																																																																															
評価性引当額の増加	13.1	評価性引当額の増加	7.3																																																																														
交際費等永久に損金に算入されない項目	10.3	交際費等永久に損金に算入されない項目	4.7																																																																														
住民税均等割	1.1	住民税均等割	0.8																																																																														
前期確定申告差異	3.3	前期確定申告差異	0.2																																																																														
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	0.9	その他	0.6																																																																														
その他	0.4	税効果会計適用後の法人税等の負担率	51.7																																																																														
税効果会計適用後の法人税等の負担率	63.1																																																																																
<p>3. 法定実効税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正</p> <p>経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法が平成23年12月2日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成24年4月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の40.7%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成24年4月1日から平成27年3月31日までのものは38.0%、平成27年4月1日以降のものについては35.6%にそれぞれ変更されております。</p> <p>その結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は1,920千円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額は1,920千円増加しております。</p>																																																																																	

(資産除去債務関係)

第13期 (平成24年3月31日現在)	第14期 (平成25年3月31日現在)
記載すべき重要な事項はありません。	記載すべき重要な事項はありません。

（セグメント情報等）

〔セグメント情報〕

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

〔関連情報〕

1．商品及びサービスのごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が当事業年度損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 営業収益

前事業年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

（単位：千円）

日本	アジア	欧州	米州	合計
947,572	65,334	396,538	13,240	1,422,685

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。

なお、委託者報酬696,270千円については、制度上、顧客情報を知りえないため、含まれておりません。

当事業年度（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）

（単位：千円）

日本	アジア	欧州	米州	合計
941,701	32,119	270,044	67,385	1,311,250

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。

なお、委託者報酬773,696千円については、制度上、顧客情報を知りえないため、含まれておりません。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が当事業年度貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

前事業年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント
アイエヌジー生命保険株式会社	828,212	資産運用業
アイエヌジー アセット マネジメント	268,626	資産運用業

（注）なお、委託者報酬については、制度上、顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

当事業年度（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント
アイエヌジー生命保険株式会社	851,532	資産運用業

（注）なお、委託者報酬については、制度上、顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

〔報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報〕

該当事項はありません。

〔報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報〕

該当事項はありません。

〔報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報〕

該当事項はありません。

## 関連当事者情報

### 1. 関連当事者との取引

前事業年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

（ア）財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会の子会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容又 は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係		取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
同一の親会社を 持つ会社	アイエヌジー ア ジア パシフィック クリミテッド	香港	701,248千 香港ドル	金融業	なし	なし	経営 指導	経営指導 料の支払	183,734	未払金	36
同一の親会社を 持つ会社	アイエヌジー ア セットマネジメン ト	オランダ、 ハーグ	11,375 ユーロ	投資 顧問業	なし	なし	運用 委託	業務受託 報酬の受 取	268,626	未収 入金	64,611
同一の親会社を 持つ会社	アイエヌジー生命 保険（株）	東京都 千代田区	324億円	保険業	なし	なし	投資 顧問	運用受託 報酬の受 取	828,212	未収 入金	68,077

（注）（1）上記（ア）の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

（2）取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 投資顧問料の受取については当社との間で締結された投資顧問契約に記載された料率に基づいて計算しております。
2. 経営指導料の支払については当社との間で締結された経営指導委託契約に基づいて支払われております。
3. 業務受託に関する報酬の受取については当社との間で締結された業務委託契約に基づき計算しております。

当事業年度(自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)

(ア) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会の子会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係		取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
同一の親会社を 持つ会社	アイエヌジー ア セットマネジメン ト	オランダ、 ハーグ	11,375 ユーロ	投資 顧問業	なし	なし	運用 委託	業務受託 報酬の受 取	255,571	未収 入金	84,106
同一の親会社を 持つ会社	アイエヌジー生命 保険(株)	東京都 千代田区	324億円	保険業	なし	なし	投資 顧問	運用受託 報酬の受 取	851,532	未収 入金	149,963

(注) (1) 上記(ア)の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(2) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 投資顧問料の受取については当社との間で締結された投資顧問契約に記載された料率に基づいて計算しております。
2. 業務受託に関する報酬の受取については当社との間で締結された業務委託契約に基づき計算しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

ING Groep N.V. (アムステルダム証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

ING Insurance Topholding N.V. (非上場)

ING Verzekeringen N.V. (非上場)

ING Insurance Eurasia N.V. (非上場)

ING Investment Management Holdings N.V. (非上場)

ING Investment Management (Asia Pacific) B.V. (非上場)

## （1株当たり情報）

第13期 自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日		第14期 自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日	
1株当たり純資産額	218,465円69銭	1株当たり純資産額	233,297円81銭
1株当たり当期純利益金額	8,973円61銭	1株当たり当期純利益金額	14,832円12銭
<p>なお、潜在株式調整後1株当たり当期利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。</p> <p>（注）1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。</p>		<p>なお、潜在株式調整後1株当たり当期利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。</p> <p>（注）1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。</p>	
<p>第13期 自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日</p>		<p>第14期 自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日</p>	
当期純利益（千円）	83,903	当期純利益（千円）	138,680
普通株主に帰属しない金額	-	普通株主に帰属しない金額	-
普通株式にかかる当期純利益（千円）	83,903	普通株式にかかる当期純利益（千円）	138,680
普通株式の期中平均株式数（株）	9,350	普通株式の期中平均株式数（株）	9,350

## （重要な後発事象）

該当事項はありません。



#### 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。)又は子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

#### 5【その他】

##### (1) 定款の変更

定款の変更に関しては、株主総会において株主の決議が必要です。

##### (2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社および当ファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実あるいは訴訟はありません。

#### 第2【その他の関係法人の概況】

##### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

##### (1) 受託銀行

名称	資本金の額 (平成25年8月末日現在)	事業の内容
三井住友信託銀行株式会社	342,037百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

## (2) 販売会社

名称	資本金の額 (平成25年8月末日現在)	事業の内容
アイエヌジー生命保険株式会社	32,400百万円	保険業法に基づき生命保険事業を営むとともに、金融商品取引法に基づく登録を受けて証券投資信託の取扱いを行っています。
株式会社SBI証券	47,937百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
カブドットコム証券株式会社	7,196百万円	
楽天証券株式会社	7,495百万円	

## (3) 投資顧問会社

名称	資本金の額 (平成25年8月末日現在)	事業の内容
アイエヌジー・アセット・マネジメント B.V.	11,375ユーロ	オランダにおいて有価証券にかかる投資顧問業を行っています。

## 2【関係業務の概要】

## (1) 受託銀行

ファンドの受託会社として信託財産の保管・管理・計算等を行っています。

## (2) 販売会社

販売会社として、募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付ならびに収益分配金、償還金および一部解約金の取扱い等の業務を行います。

## (3) 投資顧問会社

委託者から運用の権限の委託を受けてアイエヌジー・海外債券マザーファンドの運用を行っています。

## 3【資本関係】

## (1) 受託銀行

該当事項はありません。

## (2) 販売会社

該当事項はありません。

## (3) 投資顧問会社

該当事項はありません。

## (参考情報)

## &lt;再信託会社&gt;

名称	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
資本金	51,000百万円（平成25年8月末日現在）

事業の内容	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
-------	--

### 第3【参考情報】

当ファンドについては、当計算期間において、金融商品取引法第25条第1項に掲げる次の書類を提出しております。

平成25年4月4日	有価証券報告書 有価証券届出書
-----------	--------------------

# 独立監査人の監査報告書

平成25年9月6日

アイエヌジー投信株式会社  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 岩部 俊夫 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 亀井 純子 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアイエヌジー・グローバルインカムオープンの平成25年1月8日から平成25年7月8日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アイエヌジー・グローバルインカムオープンの平成25年7月8日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

アイエヌジー投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注1) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注2) 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

## 独立監査人の監査報告書

平成25年6月21日

アイエヌジー投信株式会社  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 松村 直季 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 鴨下 裕嗣 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアイエヌジー投信株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第14期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アイエヌジー投信株式会社の平成25年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しておりません。